

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第15号
2002年11月

目次

挨拶

政治思想研究の有意性について

加藤 節 1

書評

「差異をめぐる政治」と「普遍的な尊厳をめぐる政治」

——米原謙『近代日本のアイデンティティと政治』を読む

宮村 治雄 2

12世紀の「政治」と中世政治思想史

——柴田平三郎著『中世の春——ソールズベリのジョンの思想世界』

矢吹 久 9

クエンティン・スキナー著『自由主義に先立つ自由』をめぐって

大澤 麦 15

海外関連学会動向

韓・日政治思想学会第1回共同学術会議に参加して

和田 守 22

論文公募のお知らせ 24

理事会記録 26

2003年度研究会プログラム（予定） 29

会務報告 30

お知らせ・お願い 31

政治思想研究の有意性について

代表理事 加藤 節（成蹊大学）

代表理事に就任するに当たり、学会の存在理由に関わる政治思想研究の有意性ということについて考えるところを一言申し述べさせていただきたいと思います。

ホッブスやヒュームの指摘をまつまでもなく、人間の政治生活が社会的事実を作り出す一連の観念に依拠していることは自明です。政治思想とは、そうした多様な観念の束に支えられて成り立っている現実の政治の世界を、理論的に、また、歴史の文脈に即して反省したものにはほかなりません。そのように、政治思想が観念的契機と不可分の政治的現実を自覚化したものであるといたしますと、そこには、単なる事実や現実を超えた問い、例えば、現に政治を営んでいる人間が政治から自由になれないのはなぜかといった哲学的な問いや、人間にふさわしい政治のあるべきあり方や政治社会が目指すべき目的は何かといった規範的な問いへの答えが含まれることになります。

このように考えてまいりますと、われわれは、政治思想研究の有意性に関わる一つの事実に否応なく気づかされます。それは、政治思想研究が、このところ現実主義や科学主義の名の下に流行しているいわゆる実証的政治学との間に原理的な緊張感をはらまざるをえないということです。政治認識の客観性のために政治における思想的契機を可能な限り排除しようとする傾向が強い実証主義者は、政治的現実それ自体を生み出す人間の条件や政治の理念に関する観念にあまりにもナイーブであるとの政治思想研究者の批判を避けることはできないからです。

そこから、直ちに、政治認識にとって政治思想研究がもつ有意性が明らかになるように思われます。それは、政治思想研究が、理論と歴史との双方から、政治的現実を、その背後にある思想や観念にまで分け入って対象化する視点をもつことによって、実証的政治学の場合よりもはるかに豊かな政治認識をもたらす可能性を秘めていることです。言い換えますと、観念が現実を生み、現実を観念が支える点に注目して政治に接近する政治思想研究の有意性は、「そこにあるポジティブなもの」が理念や権利問題、総じて価値意識にかかわる思想的要素を含むことを見落としがちな実証的政治学に比べてより豊かな政治把握を導きうる点にこそ求められるということになります。

しかし、振り返って考えてみますと、この国の政治学の優れた伝統は、政治研究における政治思想学のそうした有意性を自明の前提にしてきたように思われます。それは、政治哲学から政治思想史学までを含む政治思想研究を政治学一般のいわば基礎学とみなしてきたからです。その点で、われわれには、そうした伝統を引き継ぎながら、政治思想研究が政治学の貧困化を不断に克服するために不可欠であるという自覚と自負とをもつことが強く要請されているように思われます。もとより非力ではありますが、私自身、そのような視点に立って、政治思想研究の有意性の実現と政治思想学会の更なる発展とのために与えられた職責を果たしたいと考えております。会員諸氏の御理解と御協力とを切にお願い申し上げます。

「差異をめぐる政治」と「普遍的な尊厳をめぐる政治」

——米原謙『近代日本のアイデンティティと政治』(ミネルヴァ書房、2002年)を読む

宮村治雄(都立大学)

1

米原謙氏のこの近作は、著者の最近十年あまりの業績をまとめたものであるが、それは単に個々の業績の集積という以上に、「近代日本の政治思想をアイデンティティという局面から照射」という一貫した問題意識による問題史的考察としての触発力を備えている。

全体の構成は、次の通りである。

第一章「国体論と市民宗教のあいだ——ナショナリティをめぐる——」では、ルソーの「市民宗教」論を手がかりにして、近代日本での多様な「国体論」(それへの批判をも含めて)の果たした役割が検討される。明治期の福沢諭吉から大正昭和期の長谷川如是閑に至るまでの主要な思想家が取り上げられた本章は、「本書全体を俯瞰する意図」で執筆されている。著者は、その歴史を「ナショナル・アイデンティティの追求は、結局、差異による排除と同化を生まざるをえない」ということの例証とする。

第二章「自由民権期の自我とアイデンティティ——植木枝盛——」は、民権運動の思想家植木を、その思想的先駆性や革命性といったこれまで強調されてきた「思想家」としての側面ではなく、幕末維新期の動乱の中で自我のアイデンティティ形成を行った「政治的に目覚めた知識青年の模範的コース」という観点から分析したものであり、そこに浮かび上がってくる「天皇との一体化の意識」に「近代日本の自我形成に通有な現象」を指摘する。

第三章「パロディの精神——『三酔人経綸問答』を読む——」では、「中江兆民の『三酔人経綸問答』を徳富蘇峰の『将来之日本』のパロディとみる」視点から、両者の思想的関係が検討される。兆民が「三酔人の対話において間接的に近代日本のアイデンティティの相克を問題にした」のに対して、蘇峰のオブティミ

スティックな将来像の背後には「まるでプロテスタンティズムの予定説を思わせる」ような「進化論」への依存が潜んでいた。こうした位置関係から、「蘇峰が自我をすり抜けていきなりナショナルな課題に向かったとき、兆民が自我の問題を取り上げてその足元をすくう」形で『三酔人経綸問答』のテキストは生み出されたとする。

第四章は、「国民国家形成をめぐる徳富蘇峰の構想の紆余曲折」が検討される。著者が、「蘇峰に日本ナショナリズムの旗手としての役割を見出」すからであり、それだけに検討は、明治二十年前後から大正期に至るまでの時期を対象に周到に行われている。「曲折」を辿った果ての蘇峰の議論の特色は、「人種論的問題の立て方と「開国」の際の「屈辱」に対する「雪辱」の執念」であるとされる。しかしそれは蘇峰の独自性を示すものではない。逆に、「日本が西欧諸国から正当な認知を受けていないという屈辱感」は、開国から日米開戦まで、また福沢諭吉から昭和天皇まで「意識の底に澱のように沈殿していた」ものであり、蘇峰の思想家としての役割は、「このような広範に存在した傷つけられた国民的自尊心をあからさまに表明した」ところにあるとする。

「日本マルクス主義の形成」と題された第五章では、河上肇が取り上げられている。河上のマルクス主義へのジグザグの道を辿りながら、著者は、河上にとってマルクス主義は、「時代の要求」以上に「かれの内的葛藤に由来」したものであり、その葛藤とは、「日本帝国の発展と自己の道德意識をどのように調和させるかの問題」として理解できるとする。さらに河上の苦闘は、彼自身による「自己清算」を越えて、戦後の主体性論争や「ヴェーバー的マルクス主義」に引き継がれる深まりに達していたと

している。

全体を通して、著者は、近代日本におけるアイデンティティをめぐる論じられてきた問題を、集団（「国民」および「階級」）と個人の両次元で検討しているといえるだろう。そのために動員されているテキストは広範に及び、本書にタイトルにふさわしい近代日本全体を視野に入れた問題史的考察を成立させている。

また分析に際しては、チャールズ・テイラーはじめ、アイデンティティ問題に関する近年の西洋での理論的考察が参照され、個々の言論が歴史的な文脈と理論的文脈の双方から検討され、それだけに専門研究者のみならず政治理論研究者一般にとっても示唆的な議論が展開されている。そこには、「思想への分析視角は、基本的に、当該の思想のテキストとコンテキストの接点にしか存在しない」、換言すれば、「わたしにとって思想史とは、テキストのなかにコンテキストがどのように構造化されているかを探ることである」とする著者の方法意識が貫かれている。

著者は「あとがき」で、「わたしには自分の専攻分野で指導教官と呼べる人はいない」と述べている。日本政治思想史という研究分野へ漕ぎ出す際に「指導教官」を通じて得られなかった「海図」を、著者はさまざまな「理論」との格闘を通して獲得してきた。著者が私淑した故小笠原弘親氏との「二人だけの演習」でのルソーのテキストとの格闘は、著者の兆民研究のみならず、本書に示されたように近代日本政治思想史全体への視座にも深い影を落としている。アイデンティティをめぐる本書の視点もまたその現れの一つであった。そうした著者の「専攻」への接近は、著者の独自の学風形成と不可分のものであり、かつそれを通して新鮮かつ大胆な問題提起をもたらしてきた。その意味で、本書を含む著者の仕事に対して、評者は心からの敬意を表したい。

2

本書が拓こうとしている近代日本政治思想史の新たなヴィジョンの一つは、第四章の末尾に

措かれた次の一節が最も端的に語っているだろう。

「チャールズ・テイラーによれば、ナショナリズムは「近代化」によるアイデンティティと自己の尊厳(dignity)の危機に対抗するもので、その本質は「差異への呼びかけ」にある。この概念規定にしたがえば、近代日本のナショナリズムはきわめて屈折した「差異への呼びかけ」だったといえる。それは西欧との差異を自覚したがゆえに、他方では中国や朝鮮との差異を強調するというレトリックに訴えることになる。その結果、福沢諭吉の「宗教も亦西洋風に従はざるを得ず」(1884年)のように、動物の保護色の比喻によって、西欧と「異相あるを覚へざらしめ、彼れをして其互に区別する所なきを視て我を疎外するの念を絶たしむるに若(ず)」(福沢9-531)とする卑屈な態度さえ生むのである。同調と差異のあいだを揺れ動く福沢のナショナリズムは、蘇峰に引き継がれた。日露戦争後の蘇峰に見られる国際的孤立感、一方では西欧、他方ではアジア諸国という、両方向への差異の意識化の結果だった。福沢の跡をついで蘇峰が辿った隘路は、最後は絶望的な戦争に行きつくしかなくなったのかもしれない。」

著者のこうした見通しは、第一章末尾の、「結局、国体論はその中核部分で綻びをみせ、排除と抑圧の原理として機能した。ナショナル・アイデンティティの追求は、結局、差異による排除と同化を生まざるをえないのである。」という命題と見合うものであろう。

日本近代のナショナリズムを、西欧とアジア諸国とに対する日本の「差異への呼びかけ」をめぐる葛藤の軌跡として捉えようとする問題提起は、例えば、これまでの「民権と国権の内的連関」如何を軸として「健康なナショナリズム」からその「連関」を欠いた「ウルトラ化」への展開としてみようとした丸山真男のナショナリズム論とは異なった見通しを与えようとするものといえるだろう。そこでは、福沢は、「健康なナショナリズム」の代表的思想家から、「脱亜」と「興亜」のあいだを動揺する日本ナショナリズムの特徴」を体現する思想家へと大きく

位置づけを変えられているのである。実際に、著者は、丸山のナショナリズム論について、「丸山が高く評価する福沢や羯南のナショナリズムの裏側には「国体ナショナリズム」がへばりついていて、両者を分離するのは一面的な見方である」と、明示的に批判されている。

著者が提示するもう一つのヴィジョンは、そうしたメインストリームの傍らに、それに抗して存在していた少数の思想家を、アイデンティティの在り方をめぐる彼らの思索に注目しながら発掘し、位置づけたことである。ルソーの社会契約論の翻訳者でありながら、その「市民宗教」論に否定的であろうとし、「国家なしには個人は存立しえないというナショナリズムの原理をぎりぎりのところで退け」た中江兆民。また明治末期にキリスト者としての信仰の確立のためには「ナショナリズムによる同質化の強制と異端の排斥」に正面から抗していかざるをえないことを強調した木下尚江。日露戦後に「国家主義と個人主義の相克」という問題を突き詰め、「絶対的無我」から「機械的個人と意識的個人」の二元論を経てマルクス主義へと接近していった河上肇。——第二章で取り上げられた植木枝盛のアイデンティティ形成は、こうした個性豊かな思想家の対極に位置づけられるだろう。なかでも、中江兆民は、「近代日本のナショナリズムの旗手」である蘇峰に対する徹底した批判者としての位置を与えられると同時に、政治的には同じ民権運動に属した植木枝盛とは対照的に、西洋思想への独自のアプローチに基づく「リベルテ・モラル」への一貫した関心を通して自己のアイデンティティを確立した思想家とされている。そうした兆民評価には、彼の「リベルテ・モラル」への思想的沈潜が開始された1880年代初頭に、「神道」評価を機に「エスニックなアイデンティティの根拠を万世一系の皇室にもとめる構想」を鮮明にしていたという福沢諭吉の動きが対置させられているといえるだろう（本書の直前に公表された著者のエッセイ「兆民が対峙したもの」『初期社会主義研究』2001.12では、この時期以降の福沢が「自らの意図を超えて、（憲法と教育勅語に

象徴される明治）国家体制構築のために中心的役割を演じた」とされ、それこそまさに「兆民が対峙したもの」として位置づけられている）。

本書全体が描き出そうとしている近代日本政治思想史についての新たなヴィジョンをこのように要約することができるとすれば、それは、これまでの近代日本ナショナリズム像についても、またその主要な思想家の理解についても、根本的な見直しの必要を提起していると言えるだろう。評者は、このような問題の提起が、これまで紹介してきたような大きな思想的想像力を触発する内実をもったものであることを認めた上で、なお残る幾つかの疑問について触れておくことにしたい。

3

著者の行論を支えている個々の論点に沿って疑問を述べていくと際限がないので、一旦著者の問題設定に立ち返ってみることに始めたい。

著者は、「序にかえて」で、アイデンティティ問題への考察に誘った理論的資源として、エリクソン、コノリー、テイラーの三人の名を挙げ、ナショナリズムの理解に際しては、後二者、とりわけテイラーの視点の重要性を指摘している。評者は、理論的問題についてはつまびらかにしないが、本書での行論を通して受ける印象は、個人のアイデンティティと集団、特に国民国家を前提にしたナショナル・アイデンティティとの関連をめぐる問題の見通しがたさ、ということである。「アイデンティティと自我の形成」をめぐるテイラーの視点として著者が重視するのは、それが「他者による「認知」（著者は<recognition>を通常の訳語「承認」ではなく「認知」とするが、その意図の是非はここでは措く）に決定的に依存している」、いいかえれば「他者（とりわけ自分にとって重要な他者）との交渉においてその存在が認知され、自己の尊厳が(dignity)が認められることによって、人は自らのアイデンティティを確認する」ということである。しかし、そうしたアイデンティティ論の視座は、個人のアイデンティティを主として論じた、第二、三、五章ではほとんど言及

されることがなく、逆に「国体論」を論じた第一章や、蘇峰のナショナリズムを論じた第四章では、「エスニックなアイデンティティの意識」や「ナショナル・アイデンティティ」の問題として、専ら国民国家という集团的次元でのアイデンティティが検討されている。両者を繋げるアイデンティティをめぐる統一的な視点は、少なくとも明示的には示されていない。だがこのことは著者の不備というよりも、かえって問題自体の複雑さを示唆しているだろう。一体何が見えるようになり、何が見えにくくなったのであろうか。

第一の疑問は、ナショナリズムへの視点の問題である。確かにテイラーも近代のナショナリズムとアイデンティティとの密接な関連を指摘している。「ナショナリズムをめぐる政治に一世紀以上にわたって力を与えてきたのは、一部には、人々が周囲の他者から受ける軽蔑あるいは尊敬について持つ感覚である」（テイラー「承認をめぐる政治」、佐々木毅他訳『マルチカルチュラリズム』p.88）。ある集団が他の集団を支配する上での大きな武器は、支配集団が支配下の人々について持つ表象をこれらの人々に押しつけることである。しかし、ある集団が他の集団に対して、価値の平等性の承認を与えなければ、その不承認や歪められた承認自体が「加害行為」として批判の対象とされる。加害行為からの解放は、二重性を帯びざるをえない。支配者そのものへの対抗は、前もって支配者が押しつけた不名誉な自己表象を自ら取り払わなければならないからである。ナショナリズムの運動が自己発見と自己肯定の模索という相貌を呈して登場するゆえんがそこにある。その限りでいえば、確かに近代日本のナショナリズムの場合も、対西欧および対中国・朝鮮の関係においても同様の問題が生じるという視点の必要は明らかである。「差異への呼びかけ」をめぐる近代日本の屈曲に注目した著者のナショナリズムへの視点は、その意味でこれまで見逃されてきた側面に照明を当てようとしているといえるだろう。しかし、ナショナリズムの問題をそうした側面にだけ限定してみるのには、また問題の

一面化をもたらしてはしないだろうか。

「平等な承認をめぐる政治」の言説には、二つの異なったものがあることをテイラーは指摘している。上に言及した「近代的なアイデンティティの観念の発展」を前提とした「差異をめぐる政治」の言説に先立って成立していた、「権利の平等化」という言説がそれである。そこでは「差異への不顧慮」こそが「普遍的で平等な尊厳」の保障の核心をなす。「弱小」であれ、「貧困」であれ、「野蛮」であれ、「後進」であれ、差別を生み出す言説とそれに見合った現実の介在にも拘わらず、それらを顧慮しないで、権利の平等への要請を行う言説がそれである。「平等な市民権の原則」は、まさにその端的な例とされる。だが個人の次元でのそうした言説は、「差異の言説」がそうであるように、ナショナルな次元でもまたあり得るものであろう。実際、「有様」と「権義」の明確な次元的区别の上に「一身の独立」と「一国の独立」を定礎した福沢の言説は、その端的な事例であるといえるだろう。福沢における「国体」＝「ナショナリチ」論も、そうした言説を支える場＝主体を確定するものとして提出されていたのであり、「差異そのものへの顧慮」を求めたアイデンティティの言説として構成されていたのではなかったといわなければならない。確かに福沢は、「国体」に「一種族の人民相集て憂楽を共にし、他国人に対して自他の別を作り、自から互に視るよりも厚くし、自から互に力を尽すこと他国人の爲にするよりも勉め、一政府の下に居て自から支配し他の政府の制御を受けるを好まず、禍福共に自から担当して独立する者」（『文明論之概略』）と規定し、その「情の起る由縁」として、「人種」「宗旨」「言語」「地理」「世態の沿革」とそれに基づく「懐古の情」を挙げていた。しかし忘れてはならないのは、そうした「国体」への凝集と同化を意味する「報国心」を福沢が終始一貫「私情」と呼び「偏頗心」と呼び、それ自体に対して価値的な承認を与えることを拒み続けたということであろう。福沢にとって「私情」であり「偏頗心」に過ぎないものが、肯定され要請されるのは、それが

「独立」という普遍的な「権義」の実現の担い手たる場合においてに他ならなかった。だからこそ福沢において「ナショナリチ」は「独立国の大義」を意味する「国権」とも言い換えられたのである（『通俗国権論』第三章）。福沢は、「立国は私なり、公に非ざるなり」と断じた。そして、「忠君愛国」という「哲学の私情」を「立国の公道」に転じうる場を、「強弱相對して苟も弱者の地位を保つものは、単に瘦我慢に依らざるはなし」と規定した。そのことを鮮明に打ち出した福沢の「瘦我慢の説」（1891年執筆、1901年公表）に対して徳富蘇峰が示した留保と批判（「瘦我慢の説を読む」『人物偶評』所収、1901）は、まさに両者の間に横たわる根本的な違和を示していた。その意味で、評者にとって終始疑問であり続けたことの一つは、著者が、福沢の「報国心」論のこうした特質に触れることなく、蘇峰との連続性を強調されていたことであった。著者が指摘するように、福沢の言説に変化があったことは否定できない。しかしにもかかわらず両者の言説には、終始、基本的な対立が持続していたとみるべきではないだろうか。

第二の疑問は、「差異の言説」にかかわっている。福沢において価値的承認を与えられなかった「ナショナリチ」が、それ自体アイデンティティの核心的位置に据えられる端緒は、それを「国粹」と言い換えた政教社グループであった。著者は、その中心的存在であった志賀重昂、三宅雪嶺、陸羯南らの間にその内実をめぐって違和があったことを指摘している。志賀や三宅においては、「国粹」の構成要素として「皇統神話」が欠落しているか、少なくとも中心的位置を占めていないのに対して、羯南では「皇室」を中心とする「自然的国体」は変更できないものとしての位置づけを与えられる。また羯南において「国民」は「血族」「言語」「宗教」「政体、文学、技芸、風俗、慣習に於て我を觀念する主体として位置づけられる。彼は「ナショナリチ」を「国民主義」と再規定し、「内における国民的統一と外に対する国民的特立」を掲げたが、ここに、特定の集团的目標を掲げて対外

的に「特立」した存在として差異を強調するナショナリズムのもう一つの言説の成立をみることができだろう。だとすれば、そうした側面からの蘇峰との位置関連が興味深い問題として浮かび上がってくるはずであるが、著者はそのことについて明示的に言及していない。しかしこのような関心から第四章を読めば、そこで詳細に検討されている「平民主義の挫折」から「膨張する日本」へという蘇峰の「国民的自負心」をめぐる言説の曲折は、「独立」ともまた「特立」とも異なった「膨張」という言説の成立過程を明らかにしているといえるだろう。

蘇峰の思想的動機は、「開国」および「日清戦後」において西洋諸国から刻印された「屈辱」からの脱却であった。その方策は、西洋からの認知を獲得することに求められた。そのための対応を蘇峰は次のように述べていた。「彼人種の相違を以て来たらば、我は人性の共通を以てす可し。彼宗教の異同を論ぜば、我は人道の一致を説く可し。彼商業の競争を心配すれば、我は文明の普及を以て解釈す可し。是れ我邦を世界に繋ぐ所以なり」（「黄の悪感」、引用は、本書から）。著者も指摘するように、むしろ「差異」化するあらゆる言説を無視しようとする蘇峰の「自負心」は、しかし「権義」の平等に依拠するのではなく、「黄色人でありながら西欧文明の側に立つことによって白人と同等の認知を獲得し、それによって人種や宗教の偏見を打破」（p.183）しようとするものに他ならなかった。だが蘇峰が求めた「世界の同情」が日露戦争によっても獲得できないなかで、蘇峰が「人種と云ひ、宗教と云ひ、習慣と云ひ、凡そ無形有形の生活に関する、固有の紐帯なるものは、彼我の間に、一も存在するものなき」（「世界の同情」、引用は本書から）という現実と直面するには時間を要しない。こうして日本の「國際的孤立」に切迫されて蘇峰は「白閥打破」から「亜細亜モンロー主義」へと辿ることになる「帝國主義的膨張」の言説を次々と紡ぎ出していった。だとすれば、そうした蘇峰の言説の成立を、「傷つけられた自負心の回復と正当な認知への欲求」（p.184）とする著者の分析には、強い違和感

が残る。それは、むしろアイデンティティに依拠した認知を求める「差異」の言説形成にも、また「有様」の相違を超えた「権義」の平等の言説形成にも失敗した蘇峰の挫折が刻印されていないだろうか。そして彼の求めた「認知」なるものは、「文明の普遍性」とみたものの中に見落とした、ないしは自己欺瞞によって覆い隠した階層秩序のなかでの他者依存であり、彼の紡ぎ出した「膨張」という「力の福音」は、「他者依存的な人間」の「評価の奴隷」(ティラー前掲、p.63)の代償にすぎなかったのではなかろうか。この点で羯南とも、また、福沢とも思想的断絶は明白であろう。

福沢の「権義」の言説も、また大きな変容を被らざるを得なかった。しかし彼こそは、「西欧文明の普遍性」という言説に含まれたイデオロギー性に対する最も厳しい批判者でもあった。「元来西洋の国人は東洋の人に接して之を視て一種劣等のものなりと盲信し、何事に限らず、同等の地位に並立するとき、既に一步を譲りて彼が固有の権力に屈したるが如くに思ふが故に、今我れより一毫も仮さずして真実に同等待遇の旨を主張するときは、其同等待遇中、暗に敵対の元素を含むものと覚悟せざる可らず。内外既に相敵視す、之に備ふるものは唯武力あるのみ」(「開鎖論」1884)。西洋諸国に対する「同等待遇」の要求が、相手の善意に依拠して期待できないばかりか、公然と踏みじられるという現実を前に、福沢の言説において「武力」による「独立」の確保という契機が前面に出ていったことは否定できない。またそれに対応して「国権」の担い手である「国民」形成の凝集力が強化されていったことも事実であろう。しかし福沢において、国家間関係での「権義」の言説と、「有様」の次元での「文明化」に向けた改革の言説は、明確な次元的区別を保って持続されていったこともまた否定できないのではないか。福沢と蘇峰の相違を、単に世代的条件のそれにだけ結びつける著者の理解には、そうした理由から敢えて異論を提出したいと思う。

第三の疑問は、著者が本書全体の統一的視点として提出しているアイデンティティ論と、第

一章での視点として示している「市民宗教」論との関連をめぐっての問題である。著者は、そこで、ルソーの『社会契約論』での「市民宗教」論に言及し、ルソーが「市民の宗教」や「人間の宗教」と区別された「市民宗教」の必要性を、共和国を支える「社会性の意識」の培養基という役割を託して認めたことに注目しながら、次のように述べている。

「それ(市民宗教)は政治的忠誠を宗教によって担保しようとした点で、本質的な問題をはらんでいる。しかもそれは主権者によって創りだされた宗教だから、つねに国家宗教に転化する危険性をはらんでいるといってよい。このような観点からとらえられた市民宗教は、近代日本を根本的に呪縛した「国体」イデオロギーを連想させる。明治政府は列強に対抗しようとする強力な統一国家を急速に創出しなければならなかった。与えられた課題は政治的な統一だけではない。「開国」によって生じた外来の宗教、思想、制度などの流入は、それに対抗する強力なイデオロギー的統合を必要とした。市民宗教においてルソーが抱えた課題が、もっとドラマティックに出現したともいえる」(p.15)。

著者は、近代日本の「国体論」をこうした関心から問い直そうとする。著者の分析は、これまで「国体論」をめぐる議論の中では取り上げられることが少なかった思想家を視野に入れ、新たな論点を提出することに成功している。これまでアイデンティティ論との関わりにおいて言及してきた福沢その他の思想家たちをめぐる議論も、実はその多くが第一章での分析によるものであった。それだけに、著者がルソーに言及されて考察しようとしている「市民宗教」論の射程と、アイデンティティ論のそれとが、どのように交錯し連関しているのかという問題が改めて浮上してくるのである。

無論遡れば、両者がルソーその人に淵源をもつことは明らかであろう。アイデンティティ論の核心が、「自己との真正な接触を回復することにあるのだとすれば、それはティラーのいうように、ルソーによって「存在の感覚」と呼ばれるものに見出されたものであろう。しかし、

淵源を同じくするからといって問題が同一なものに解消されるわけではない。「独自性」への志向から自他の差異を必然的に強調していく「存在の感覚」と、「一般意志」のもとでの「市民」の一体性を涵養する前提をなす「社会性の意識」とでは、その意味のベクトルは正反対のものとなるからである。ルソーその人における両者の連関は、ここでの問題ではない。要は、ナショナル・アイデンティティーとシヴィック・エデュケーションという二つの、本来異なった二つの視点から「国体論」を考察すれば、どのような問題がそこに浮かび上がってくるのかということである。しかし著者の議論は、問題を前者の側面にのみ限定しているために、折角の問題設定が生かされていないように見える。疑問はここでも福沢の位置づけにかかわっている。

著者は、1880年代の福沢の言論の中で「エスニックなアイデンティティの根拠を万世一系の皇室にもとめる構想が鮮明になってくる」(p.21)と指摘し、その具体的な現れを「神官の職務」から『帝室論』や『尊王論』にかけての議論に見出している。しかし、そこにはむしろ福沢の国民国家形成の中でのシヴィック・エデュケーションをめぐる思索の変容過程が現れているとみるべきではないだろうか。『帝室論』の中で福沢は自分の意図を次のように述べている。

「数百千年来賞罰共に専制の政府より出るの法にして民間公共の部局に於て人を勧賞するが如きは嘗て聞見したることもなきものが、俄に国会の政府に於て規則の内に局促し、よく懲らして勧すること能はず、よく罰して賞する能はず、数を以て計へ時を以て測り、規矩繩墨を以て社会の秩序を整理せんとしたれば、人民は恰も畳なき室に坐するが如く、空気なき地球に住居するが如くにして、道理の中に窒塞することある可し。今この人民の窒塞を救ふて国中に温暖の空気を流通せしめ、世海の情波を平にして民を篤きに帰せしむるものは、唯帝室あるのみ」(『帝室論』5-281)

福沢は、日本の近代的国民国家を創出してい

くために多様な自発的結社による衆論形成が何より必要であり、そうした「民間公共」の上に「立憲政体」が構築されていくことを望見していた。『文明論之概略』から『分権論』にかけての著作はそうした視点から執筆されていた。しかし、『帝室論』は、確かにそうした福沢のもくろみが、「近時文明」の予期を超えた急速な流入と、統合機構としての議会の早期の導入によって時間的な余裕を失い後景に退くに伴って、その代替手段として「政治社外の帝室」による「緩衝」機能への期待が生み出されていった経緯を示しているだろう。しかし「緩衝」への期待は、対立の抑制でもなければ、ましてその否定でもない。福沢において議会制度の導入が「結局政権の受授を争ふて、己れ自から権柄を執らんとする者」をもたらすことは必然であり、不可避であるとすればこそ、「民間公共」の厚みと広がりをもたない現状では、政権をめぐる「局所」の対立が全体に波及し、「政敵」と「人敵」との区別を見失わせる結果をもたらすものと危惧された。また「民間公共」の自立を待たない「近時文明」の急速な浸透は、「数と時と量」の支配を容易に産み落とし、「経済理論に明なる書生」に象徴される浅薄な実用主義の前に、多様な価値のパスpekティブは容易に平準化される。「国民政治論の軌轢を緩和し……文を尊び士を重んずるの例を示して我日本の学問を独立せしめ、芸術を未だ廃せざるに救ふて文明の富を増進する等、其功德の至大至重なること挙て云ふ可らず」——福沢は、こうした役割を「帝室」に担わせるためには、それをただ「数百千年来君臣情誼の空気」にのみ依拠した「政治社外」の存在として位置づけなければならないとしたのである。「民間公共」が本来担うべき役割を「帝室」に代替させようとする福沢の構想が、結果的に大きな、恐らくは福沢の予想を遙かに超えた代償を払わなければならないとなったことは、否定できない。しかし、『帝室論』の意図をこのように理解するとき、それは近代の日本におけるシヴィック・エデュケーションが抱えてきた困難な問題への示唆も引き出されるのではないだろうか。(21頁へ続く)

12世紀の「政治」と中世政治思想史

——柴田平三郎著『中世の春——ソールズベリのジョンの思想世界』（慶應義塾大学出版会、2002年）

矢 吹 久（明治学院大学）

1

12世紀イングランドの思想家ソールズベリのジョン John of Salisbury は、わが国で広く知られている人物とはいえないが、それでも、ヨハン・ホイジンガの講演記録「前ゴシック精神の人、ソールズベリのジョン」（『文化史の課題』所収）によって、その名前は記憶されているかもしれない。また、ヨーロッパの思想史を学んだ者には、「12世紀ルネサンス」論の文脈で、あるいは、国家を人体にたとえた「国家有機体説」やいわゆる「暴君殺害論」の論者として、その名は知られているであろう。本書は、中世ヨーロッパを代表する知識人、ソールズベリのジョンの思想の全体像を明らかにしようとするわが国初の本格的な研究書である。

アウグスティヌスや「君主鑑」に関する論稿によって知られる著者が1990年代に発表したソールズベリのジョンに関する9編の論文を中心として、本書は構成されている。その記述は平易であり、われわれは、著者の問題関心に沿った資料の整理・検討及び著者の思索に触れながら、無理なく結論へと導かれる。しかし、記述が平易であることは、それが単なるエッセイの読み物であることを意味するわけではない。著者は、ジョンの生涯、知的環境、歴史状況などをふまえた上で、その主著である『ポリクラティクス』と『メタロギコン』の精緻な分析を行う。また、あまり読まれることのないジョンの著作の検討から、『書簡』にあらわれた意図、心情にまでふみこんで、この偉大な思想家の実像を明らかにしようとする。さらに、R.L.ブル、C.C.J.ウェッブからH.リーベシュツ、C.J.ニーダーマンに至るこれまでのジョンに関する研究を総括し、それらの逐一に評価と批判を加え、その上で関連する新しい研究を広く

渉猟していることは、本書の中の随所に窺うことができる。以上のことから、本書は、最新の研究成果に基づいた高度な内容をもつと同時に、それを平易な形で表現した優れた研究書であると言えるであろう。

こういった著者の姿勢は、その研究対象を考えると、きわめて重要なものと思われる。なぜならば、同じように過去の思想家やその周辺を論じるとは言っても、われわれの生活感覚から推測できる比較的新しい時代や、今日の生活を規定する政治原理の直接的源流とみなされる時代ならばともかく、中世の政治思想という主題は、研究者の数や言及される機会の点でまだまだ一般的とは言えない状況にあると思われるからである。自戒を込めて言うのであるが、ラテン語原資料からの引用を並べても限られた読者以外にはあまり意味をもたないことなどを考えれば、十分な資料の検討をふまえた上での平易な叙述スタイルは、中世政治思想史研究者のめざすべきもののなのかもしれない。

2

さて、前述したように、今後の出版に際して書き下ろされた「プロローグ」と「エピローグ」を別として、本書は9つの独立した論稿から構成されている。それらはまた、最新の知見にあふれており、多くの読者は、一読して、ジョンに対する従来の理解を大きく変えることを余儀なくされるに違いない。そして、それはとりもなおさず、われわれが論点を見いだすことができるのもまさにその部分に他ならないということである。

初めに、本書全体の構造について整理しておこう。まず、第I部「文芸思想」の二章では、1136年から1148年にかけての12年間に及ぶフランスでのジョンの修業時代が検討さ

れ、彼の生きた12世紀前半の知的状況が論じられる。それは、ジョンの人間形成の時期であり、彼の政治思想にも大きな影響を与えるものであった。第Ⅱ部「政治思想」は、七章で構成される。そのうち、第3章『ポリクラティクス』という書物は、『ポリクラティクス』の政治思想史上の意義を知るための基礎的問題を簡潔に整理したもので、以下の章のすぐれた見取り図でもある。第4章「ソールズベリのジョンとアリストテレス」と第5章「ソールズベリのジョンとキケロ」の二章は、本書の中心的論点を提示するもので、ジョンにとっての「政治」の意味とその中世政治思想史上の意義が子細に検討される。そして、残りの四章は、第4・5章で著者が提示したジョンの「政治」理解に基づいて、彼の政治学的主著『ポリクラティクス』の主要な命題を整理したものである。以下、順番に従って各章の内容を概略しながら、論点等を指摘していきたい。

3

第Ⅰ部第1章「〈巨人の肩の上に乗る矮人〉——ソールズベリのジョンの思想世界」。ここでのジョンは、シャルトルの司教座聖堂学校で営まれていた古典愛好にもとづく人文主義の知的雰囲気の中で人格形成を行う若き学徒である。彼は、なによりも「言葉」と「理性」を重んじ、基礎的な文法の徹底的な習得を通して幅広い古典作品（キリスト教文献およびラテン語古典）に通じ、それによって「徳の涵養」と「人格の陶冶」をめざす一方で、異教の古典的著作に対する嫌悪と猜疑を示す保守的陣営や、深く考えずに物事を断定しがちな同時代における精神の傾向性に抗して、謙遜を忘れず、生きる知恵としての中庸の精神の大事さを唱えようとする。それは、若きジョンの姿の描写であると同時に、シャルトルを中心とした古典重視の人文主義からパリ大学を中心に台頭してきた新しい論理学への知的中心の移行という時代の趨勢を表すものでもあり、12世紀の社会変動への言及にもなっている。著者が描く、時代の流れに抗して孤塁を守るジョンの姿は、中世あるいは12世紀を代表する人文主義者と評されるジョンと彼

の周辺の知的雰囲気が、「12世紀ルネサンス」の豊かな活動の一端ではあっても、その中心ではなくむしろ例外的なものであったことをわれわれに教えてくれる。

第2章「ソールズベリのジョンにおける〈人文主義〉の意味」では、ジョンの「人文主義」の特質を論じることによって、彼の基本的な思考態度が明らかにされる。初めに、ヒューマニズムという語の厳密な定義がなされるが、それによれば、ヒューマニズムには二つの意味がある。一つは、超自然的なものを否定する科学的認識に基づく人文主義（scientific humanism）であり、もう一つは、古典の愛好に基づく人文主義（literary humanism）である。このうち、前者すなわち「科学的人文主義」は、12世紀前半に現れ、その後一旦中断してしまうものの、アリストテレス哲学によって再生され、トマス・アクィナスによって完成される。ここでは、12世紀は13世紀人文主義の準備期にすぎない（R.W.サザーン）。それに対して後者、すなわち古典の読解を中心とする人文主義的ヒューマニズムの特徴は、古典に対する幅広い知識のみならず、古代の偉人たちへの敬愛や共感の念と自らを卑下する態度である。12世紀にはそういった感情に基づく友愛に満ちた人間関係、「友情の共和国」が形成されていた（D.ノウルズ）。これこそがジョンの人文主義であり、彼は明らかに、13世紀のスコラ学者とは違って、古代人に対して親近感を感じその生活や感情に共感を寄せ、古典作品の愛好を通して古代人の表現様式を模倣しようとしたのである。この思想傾向は、13世紀には時代遅れとなってしまう。トマスにとってのアリストテレスは敬愛や共感の対象ではなく、「純粋にscientificな権威」でしかなかった。

このように12世紀のジョンと13世紀のトマスを対比させる描写は興味深い。だが、ジョンが古代の偉人たちに共感の念をもち、トマスがアリストテレスを単なる科学的な権威としてキリスト教の中に取り込んだとすれば、そこで当然生じうる基本的な問題を確認しておく必要がある。すなわち、ジョンにおいてはなぜ異教

13世紀後半以前のアリストテレス受容の問題である。

はじめに、アリストテレス受容の問題に対して、著者はまず、『政治学』と『ニコマコス倫理学』のラテン語訳が現れる13世紀後半以前に生きたジョンが、12世紀においても、キケロやボエティウスを通して、アリストテレスの「オルガノン」（『カテゴリー論』『命題論』『トピカ』などからなる彼の哲学体系の支柱）に精通していたことを取り上げ、それらによってアリストテレスの思想の本質的要素に基づいた自己の政治論を構成することがジョンには可能であった、と言う。したがって、限られた意味で、アリストテレスの復活を13世紀後半とする従来の理解は確かに不正確である。ただし、その際には、ジョンがアリストテレスの「オルガノン」から学んだ政治的教説とは何かということが問題となるが、それは「政治的徳性」とりわけ「中庸の徳」にほかならない。さらには、第5章でもアリストテレス受容以前の政治観としてジョンに対するキケロの影響が指摘されるが、そこでも言及されるのは「中庸」の徳性なのである。このようにしてアリストテレス『政治学』の導入以前の「政治」が明らかとされる。

12世紀には固有の政治観・国家観があり、それを近代的な政治観で論じるべきではないという主張には素直に首肯しうる。中世の政治思想の中に近代的政治原理の萌芽を無理に見いだそうとする軽率な態度は慎むべきであることは言うまでもない。だが、本書に則して言えば、君主鑑の伝統にあり、君主の政治教育を目的として記された『ポリクラティクス』において道徳的訓戒が強調されるのはある意味で当然であり、12世紀の「政治」観として目新しいものとは思えない。ジョンが、古代作家の中でもとりわけキケロの影響を受け、『義務について』や『発想について』から「中庸の精神」を学び、君主とその官僚層にそれを求めたとしても、それがもっぱら道徳論である限りにおいて、キリスト教世界における政治観として特筆すべき問題ではないのではないのか。すなわち、アリストテレスの「オルガノン」やキケロの著作を通し

てジョンが学んだ「中庸の精神」を政治思想史上に位置づけることは難しいであろう。

これとは別に、自律的国家観の起源をアリストテレスが復活する13世紀後半とする通説に対して、12世紀の「中世キケロ主義」という思想傾向が指摘される。中世における対照的な二つの国家観、すなわち、国家や政治権力を人間の罪の所産とするアウグスティヌスの国家観と政治あるいは国家を人間の本性にもとづくものとするアリストテレスの国家観を前提にしたとき、この「中世キケロ主義」の指摘は興味深い。それは、人間の自然的本性としての社会性を認めながらも、アリストテレスのように人間が無条件でポリスの形成に向かうのではなく、社会の意義を認識した人間が理性と言語を用い合意を契機として国家を成立させる、というキケロの教説を範とするものである。12世紀のキリスト教世界では、このキケロの教説から、人間の墮罪を前提にしながらも、墮罪によってさえ集団で共同生活に向かおうとする人間の自然本性的傾向は無効になっておらず理性や言語といった人間の能力によって社会が形成されると論じられ、それが中世前半の伝統的なアウグスティヌス的政治社会観と13世紀後半に復活するアリストテレス的政治社会観との架橋、あるいは、「中間の道」として受け入れられたというのである。

中世政治思想史上のこれまでの通説に対して、著者の指摘する「中世キケロ主義」は、アリストテレス復活以前にも人間の自然、すなわち、社会的本性に基づいて国家が形成されたとする教説であり、確かに、12世紀の「政治」思想の新たな側面に光を当てる意義深い指摘であると言える。なぜなら、本書でも言及されているように、それは13世紀のトマス・アキナスによって初めて成し遂げられる作業のはずであるからである。この点で、ジョンがキケロと類似した政治的用語を用いているのも興味深い。人間の「社会的結合性」、「社会的本能」、「国家」、「祖国」といった類の用語である。本来社会的であるがそのままでは社会の形成に向かわない人間を前提にして、そこに共同社会を形成する

ために合意の契機を重視し、そのための理性と言語の重要性を説いたキケロの教説は、確かに、アリストテレスの政治社会論と比較すれば、キリスト教的原罪観に基づいた政治社会論との接点があるように思われて興味深い。

ただし、ここからすぐに、13世紀後半のアリストテレス復活を待たずに、すでに12世紀に「中世キケロ主義」によって政治・国家の自律が理論化されていた、とまで結論づけるのにはいささかためらいを覚えざるをえない。それは、第一には、先に述べたように、ジョンが12世紀の思想世界の中での例外的な人物に思われるからであり、第二には、本書でも引かれているニーダーマンの研究がまだ検討の余地があるように感じられるからである。したがって、われわれは、ここではとりあえず、本書での指摘と論証を契機として、さらに問題関心が喚起され議論が深まることを期待するにとどめておきたい。

いずれにせよ、第4章・5章での著者の問題提起は、中世政治思想史を論じる者に、あらためて研究のあり方について考えさせるものである。近代的政治観を前提とせずに中世固有の政治的意義を論じる重要性についてはこれまでも度々指摘されてきた。だが、すでに述べたように、12世紀の政治的固有性を強調すれば、それは中世における政治思想の展開から切り離されたものになるであろうし、中世における政治あるいは国家の自律を12世紀に見いだそうとすれば、それはすでに近代に連続する諸観念を念頭に置いたことになってしまうのではないか。著者の問題意識には基本的に共感するものの、提示されたジョンの著作の具体的な分析に接したとき、こういった中世政治思想史研究につきまとう問題にあらためて直面するように思われてならない。

6

第6章から第9章までは、第4・5章で示された著者の12世紀理解に基づいて、『ポリクラティクス』の中によく知られた政治的教説を検討したものである。

第6章「〈国家という身体〉——ソールズベ

リのジョンの政治社会論」は、国家を人体の比喻で語るジョンの国家有機体論の検討である。ここでは、その議論が従来ジョンの政治思想の全体構造との連関の中でなされてこなかったことが指摘され、ジョンの国家論が政治社会論を欠落させたものであるとする評価に異議が唱えられる。すなわち、ジョンが人体の比喻で国家を描いたのは、統治者のために国家の解剖学的分析を行ってみせたのではなく、人体の全器官が文字通り一体となって全体の健康を実現しているように国家もあるべきであるという、生理学的な国家像を提示するためであった。

では、人体の健康という観点からみて、人体の比喻で描かれた国家の中での「頭」と「魂」はどのような形で目的の実現のために協働するのか。この主題を扱うのが、第7章「〈血の滴る剣〉——ソールズベリのジョンにおける「教会と国家」」である。中世政治思想の主題である「両剣論」を前提としながら、「頭が魂によって動かされ支配される」という『ポリクラティクス』の記述を根拠にジョンを「教会優位論者」と位置づける従来の理解を批判して、ここでは、聖職者の相対的優位を認めた上で、宗教的職務から区別される「国家」の在り方として、それを人体に喩え、「身体」における頭（君主）から足（農民）までの協働する一つの政治体として描いてみせたのが『ポリクラティクス』にほかならない、と述べられる。そして、ジョンにとっては、教権と俗権とは対立する二つの権力ではなく、相互に補完しあう協同的存在なのであった。かくして、国家は教会の権威から自律した存在となったかのように見えるが、その印象は、ジョンの国家論が、彼の宇宙観・自然観と結びつけられるときより強いものになる。そこでは、「自然」が「女神（ナトゥーラ）」として擬人化され、「大宇宙」（世界）と「小宇宙」（人体）を創造する制作者とされる。女神は世界を創造し、その後も被造物に内在し、宇宙を構成する原理として事物を指導するのである。こういった世界観の中に位置づけられることによって、国家はまさに「自然的」存在となる。

以上の説明から窺えるジョンの姿は、「教権

主義者」であるどころか、トマス以上に、あるいは中世後期の思想家たちのように、国家の自律を論じた思想家である。そこでは、「自然」の女神が事物を創造し内在することによって、本来の原理（自然）を維持するとして、国家が自然的・自律的存在となるのであるが、しかし、この「女神」は、その描き方が12世紀の古典愛好によるものであることは明らかなとしても、キリスト教世界における唯一の父なる神に背くものではありえないであろう。ジョンにおける「自然」の観念は、本書の主題の一つである12世紀の「政治」を論じる上で重要なものであり、信仰と自然をめぐる問題に関してはさらなる論証が必要であると思われる。

第8章「〈君主の鏡〉——『ポリクラティクス』における君主と暴君」と第9章「〈陰画としての暴君〉——ソールズベリのジョンの暴君殺害論」では、国王のあるべき姿とその反対像としての暴君、そして、有名な「暴君殺害論」が扱われる。君主の理想像を示すのみならず、道徳的訓戒を宮廷官僚層にまで拡大し、その議論を国家という枠組みの中で展開した点にジョンの新しさがあったことをまず確認した上で述べられる彼の統治論は、聖書と古典の世界に範を求めて、「力の統治」ではなく「徳の統治」を重視し、「徳の涵養」と「人格の陶冶」を君主に求めるものであった。そして、その理解をさらに深めるために、例の「暴君放伐論」が検討される。ジョンは本当に暴君殺害を容認したのか、単なるレトリックに過ぎなかったのか。また、ジョンの念頭にあった暴君とは誰なのか。こういった従来からの問いに関する近年の学説を整理しながら、著者は、ここでも本書第Ⅱ部での一貫した解釈に立って、問題を整理する。すなわち、『ポリクラティクス』の断片を全体の文脈から切り離して過大に評価するのは誤りである。古典を愛好し「中庸の精神」を重んじる12世紀の知的世界、イングランド王との対立といった背景、「国家有機体論」の枠組み（国家の解剖学的分析ではなくその生理学的観念を示した）——こういった諸概念から明らかに、人体の各部分が協働して健康体を維

持するように、「公共の敵」となった暴君に対抗して国家のあるべき姿を守るために各構成員は暴君を除去しなければならないと論じられるとき、「暴君」は理想の君主像を裏返したものにすぎず、ジョンの暴君論は近代的暴君放伐論とは質的に異なるものであることがわかるのである。

7

本書で描かれた12世紀は、「徳の涵養」と「人格の陶冶」を重んじる人間たちの間に「友情の共和国」、すなわち、友愛に満ちた「知の共同体」が成り立った、中世ヨーロッパの中でもひととき特徴的な時代であった。そして、そこに生きたソールズベリのジョンは、直面する現実的・思想的課題を全身で受けとめ、持てるすべての力でそれらに立ち向かう魅力的な人物であった。本書は、そういったジョンあるいは12世紀の「政治」観に基づいて、『ポリクラティクス』に代表されるジョンの政治思想に対する一貫した解釈を試みたものであった。ジョンの生きた時代の把握とジョンの著作の精緻な分析を行うことによって初めて彼の政治思想に関する体系的な研究が可能になったのであり、その点での本書の学問的意義は大きい。そこでは、従来のいくつかの通説に異議が唱えられ、それらに対する新たな解釈が提示された。本稿では、12世紀の「政治」と中世政治思想史の展開という基本的な問題を中心に、より一層の議論が必要と思われるいくつかの箇所を指摘したにすぎない。本書で十分に扱われなかった論点を確認されたとしても、やはり最後には次のように結ぶべきであろう。すなわち、本書によってわれわれは、最新の研究水準に基づくソールズベリのジョンの政治思想を手になつたのであり、それがわが国の中世政治思想史研究に大きく寄与するものであることは否定しがたい。本書から大いなる刺激を受けて、この領域での研究がさらに進展することを期待したいものである。

クエンティン・スキナー著『自由主義に先立つ自由』

(梅津順一訳、聖学院大学出版会、2001年) をめぐって

大澤 麦 (聖学院大学)

本書は、Quentin Skinner, *Liberty Before Liberalism*, Cambridge University Press, 1998の全訳であり^(註1)、ケンブリッジ大学近代史欽定講座担任教授クエンティン・スキナーが、1997年11月12日に行った自らの就任講義に加筆(そしておそらくは若干の修正)を施したものである。原文120頁、邦訳にして130頁足らずのこの小著は、17世紀イングランドの政治思想研究や自由主義批判といった専門的なテーマのみならず、著者自身が駆け出しの頃のイギリス歴史(思想史)学会の知的雰囲気、そして歴史(思想史)研究の今日的意義についての見解などがそこに盛り込まれ、とくに著者と専門を隣接しない者にもそれなりに楽しめる内容となっている。

著者スキナーについては、彼がホブズ研究を核にした初期近代の優れた政治思想史家であるだけでなく、J・G・A・ポーコックやJ・ダンらとともに、従来の政治思想研究のあり方を一新させる運動、いわゆるケンブリッジ・パラダイムの中心人物であったことは我が国の学会においても広く知られるところであり、もはや贅言を要しないであろう。ただし、このことを印象づけたのが主著と目される *The Foundations of Modern Political Thought*, 2vols., Cambridge U. P., 1978や *Reason and Rhetoric in the Philosophy of Hobbes*, Cambridge U. P., 1996よりも、むしろこれらの著作に先行する1960年代後半からの—— によって、研究者としてはかなり若年の頃の—— 一連の思想史研究の方法論上の論文であったことは、ここで留意しておいてよい。従来の思想史叙述のあり方をほぼ全面にわたって「神話学」として批判する彼の方法論は、当然のことながら大きな論争を引き起こし、『ポリティカル・セオリー』誌における特集^(註2)や、J・タリーを編者とする専門の論文

集^(註3)までも世に送り出すことになった。このため、スキナーの書くモノグラフは、その個々の分析の出来栄だけでなく、自らの説いた方法論との厳密な整合性が強く周囲から期待されることになるが、これが欽定講座担任教授就任までの30年間、常に求められ続けてきたとすれば、その重圧と負担がいかに大きいものであったかは想像に難くない。本稿で取り上げる『自由主義に先立つ自由』もその例に漏れず、B・クリックおよびI・ハンプシャー・マンクによる書評は、いずれも同書の内容と方法論との間の乖離を厳しく指摘するものであった^(註4)。

もちろん、本稿の限られた紙面でスキナーの方法論の詳細を論じる余裕はなく、それにまつわる多くの邦語文献が存在する今日、またその必要性も薄いであろう。ここでは、とりあえず、本書第3章の冒頭付近で述べられる次の主張に眼を向けてみたい。「思想史的な歴史家は、いわゆる古典的な文献の基準的見解に焦点を合わせるだけでなく、あるいはそれに主として焦点を合わせるのではなく、むしろそうした文献がより広い思想の伝統や枠組の中に占める位置に焦点を合わせるのがよい」(113頁)。これはカノンこそ「政治思想史研究の唯一の適切な対象」だとする伝統への、そしてそれを支える「そうした文献が、政治思想それ自身を規定する一連の永続的諸問題を語っている」という想定への異議申し立てである。つまり、思想史家の探求は「古典的文献から、それが現在の社会と政治の一般的な問題に関してわれわれに与える、なんらかの洞察を引き出すという形態」(傍点大澤)を取ってはならず、あくまで「そうした文献がより広い思想の伝統や枠組の中に占める位置」、すなわち同時代の知的文脈の中におけるテキストの意味の検証に向けられねばならないのである(114頁)。著者はその作品を書くこと

において何をしているのか？著者はその作品を誰のために、何を意図して書いたのか？こうした点に探求の焦点が合わせられ、「現在の社会と政治の一般的な問題」との連関が断ち切られるとき、そこに貼られるのは「古物愛好主義」というラベルであり、スキナーはこの種の批判に当惑し続けてきたことを率直に認める（117-8頁）。しかも、本書の原型が先の「就任講義」にあるとすれば、そこで講演者の歴史家（思想史家）としての基本姿勢とその存在意義への論及が聴衆から期待されるのは当然なのであって、「古物愛好主義」という誤解（！）に代わる何物かがそこで訴えかけられねばならない。『自由主義に先立つ自由』は、先述した17世紀思想史研究と方法論との一貫性に加え、自らの研究の現代的意義までも主題のうちに盛り込むことを余儀なくされた作品であったといえるであろう。

（注1）原著については、評者はすでに短い書評を試みたことがある。聖学院大学総合研究所 Newsletter 第8巻4号、1999年、70-1頁参照。

（注2）*Political Theory*, 23, 1974.

（注3）J. Tully, ed., *Meaning and Context*, Polity Press, 1988. [半澤孝鷹・加藤節編訳『思想史とは何か』（抄訳）、岩波書店、1990年]。

（注4）*The Political Quarterly*, 69-3, 1998, p.326. *The Historical Journal*, 41-4, 1998, p.1187.

*

以上、やや予備的な考察が長くなったが、実はこのことは本書全体の構成に深い関わりをもっている。本書は、第1章「自由国家のネオ・ローマ理論」、第2章「自由国家と個人的自由」、第3章「自由と歴史家」の三部構成を取っているが、そこに割かれる叙述の分量はおおむね3:2:1という比率に配分されており、全体として竜頭蛇尾という印象は拭い切れない。しかも、この比率は単に紙面の問題にとどまらず、著者の展開する議論の「歯切れの良さ」の程度をも指し示している。すなわち、17世紀中葉のイングランドという限られた舞台設定の中で

緻密に構成される歴史的な文脈において、本書の題目に掲げられた「自由主義に先立つ自由」の理念が析出されるのが、その意味で著者の面目が躍如するのが第1章であるとすれば、第3章の現代（的意義）という港に向けてその理論を故地から船出させるのが第2章の役割である。これが決して生易しい航海でないことは、おそらくスキナー自身が最もよく自覚していることであろう。第3章冒頭の言葉はその例証である。「私は市民的自由に関する独特な理論〔ネオ・ローマ理論—大澤補注〕の興隆と衰退についてお話してきました。しかしながら、ここには明白な危険があります。私がこれまで行って来ましたように簡潔に標題に沿って話すことで、私が歴史家として仕事の基礎に置こうとしている諸原則を、具体的に示すというより、それらを裏切っているかも知れないのです」（113頁）。

著者の表明するこの懸念は、本書全体の行論の中でいかに解消されようとするのか。以下本書の具体的な内容を検討しながら、著者の航行の跡を追ってみたい。

*

第1章と第2章の前半で分析されるのは、本書の主題である「自由主義に先立つ自由」、すなわち17世紀中葉のイングランドで隆盛を極めた「自由国家のネオ・ローマ理論」の自由観である。著者はこの理論を説明するにあたり、まず、当時の主権論争をその歴史的な文脈として選択する。1642年、国王軍と議会軍が激突する第一次内戦の勃発は、イングランドの主権の所在が国王・議会両院のいずれにあるかという従来から熾り続けてきた問題を顕在化させることになるが、その論争に割ってはいるのが主権の真の保持者は「国家という法人」とであるという「新しい発言」であった。著者によれば、この国家＝法人という捉え方はローマ法学者に先駆者を持ち、大陸自然法学者（とりわけサミュエル・プーフエンドルフ）によってすでに定式化されていたものであったが、これを17世紀イングランドの文脈で最も明瞭に提示して見せたのがホブズの『リヴァイアサン』である。

ホッブズによれば、国家は「一つの人格であり、その行為については多数の人々が彼ら自身、その行為の本人とする」ものであるが、「この人格を保持するもの」こそ主権者なのであった。

だが、ここが最初の関門である。このような書き出しで議論が始められれば、当然のことながら、この主権論争にホッブズの議論がどのような新しい進展、新しい妥結点を提供したかという点に読者の関心は集中する。しかし、右の『リヴァイアサン』からの引用が語るのは国家という法人格の保持者が主権者であるということだけなのであって、これはその保持者が国王なのか議会両院なのか、あるいはまた庶民院なのかという問題を不問にするばかりか、そもそも主権の真の保持者は「国家という法人」であるという先の「新しい発言」とも内容的に一致していない。そして、この『リヴァイアサン』からの引用を境に、「主権」という言葉は一気に後退し、代わりに本書の主題である「自由」という言葉が叙述の全部面にわたって氾濫することになる。なぜ、著者は自由論を展開するにあたって、主権論争に、それもきわめて不十分な形で参照する必要があったのか。このことのヒントは、ブーフエンドルフに付された短い注の中に示される。「彼はホッブズをこの〔国家という一大澤補注〕人格を巧妙に描き出したと賞賛し、ホッブズの調子で……主権を持つ諸個人や議会は、単に国家の意志を実行するに過ぎないと付け加えている」（49-50頁）。つまり、ホッブズにおいては、一つの人格を構成する国家が統一的な意志を表明するということが重要なものであって、その人格をいかなる主体が主権者として担うかという問題は副次的な意味しかもたない。換言すれば、彼の国家＝法人説は国王派と議会派との間で激烈に戦わされた主権論争を、事実上、無意味化する理論なのである。そして、この主張を原理的に支えるのが、ほかならぬ彼の自由論であった。

この内戦期、グリフィス・ウィリアムズ、ジョン・ブラムホール、ロバート・フィルマーら王党派の論客たちは、「自己の望む目的を追求する上で、自己の能力を行使することが妨げら

れないこと」（15頁）という独特の自由観を提示していた。これは国家＝法人説同様、ローマ法のうちに見出される見解であったが、ここにおいても著者はその最も明確な定式化を『リヴァイアサン』の中にみつけることになる。ホッブズいわく、「自由人とは、自らの力と知性をもって為しうる事柄において、為さうという意志のあることが、妨げられずに為しうる人である」（16頁）。つまり、自由とは自らの能力や意志が法や強制力といった外的な障害や妨害によって妨げられないことなのであって、その意味で、それは主権者（国家）の与える法の「沈黙」と不在とに依存するのである。そして著者によれば、ホッブズがかかる自由観を提示したのは、同じくローマの法的・道徳論的議論に由来しながらも、それと「まったく対照的な思想的伝統」に基づく「自由国家」（*civitas libera*; *free state*）の古典的理想を攻撃するためであった。この「理想」はイタリア・ルネッサンスの共和主義的自由の擁護者たちの記述、わけでもマキアヴェッリの『リウウィウス論』（*Discorsi*）によって復興されたもので、内戦期のイングランドにおいてはマーチモント・ニーダム、ジョン・ミルトン、ジェームズ・ハリントンをはじめ、「1650年代初期の共和国を支持する群小の著者たち」（ジョージ・ウィザー、ジョン・ホール、フランシス・オズボーン、ジョン・ストリーター等）の著作の中に具体化されるところとなった。著者はこの「理想」を、「自由の共和制理論」というかつてのお好みの呼称に替えて（彼らの中には王制を志向する者もいたというのが変更の理由である）、「ネオ・ローマ理論」と呼ぶ。そして、その理論の中核をなすものこそ、「徳性の政治」や曖昧な「共和主義」よりも、「自由国家」の理念とそれを支える彼ら独特の自由観にほかならなかった（25頁）。

ネオ・ローマ派の自由観の特徴は、それがきわめて政治的な意味合いを付与されていることにある。彼らは「支配者と被支配者のあいだの道徳的空間という、近代的な市民社会の観念」も、「家族とか労働市場といった制度に内在す

る、自由と抑圧の次元」も全く問題にはしていない(22頁)。彼らにとって個人的自由と政治的義務とはつねに調和すべきものであり、むしろそのための諸条件の本質を究明することに、彼らは自らの仕事の意味を見出していた。そして、その際に彼らが依拠したのが、国家(共同体)を個人との類比において説明する「統治体という古代の隠喩」(26頁)であった。それによれば、個人が自らの意志によって行為できる場合に自由と呼ばれるように、国家もそれ自身の意志に従ってその能力を行使できるときに自由となる。つまり、「自由国家」とは、「統治体の行為が構成員全体の意志によって決定される共同体」なのである(27頁)。逆に、「自由」のローマ的な文脈での反意語と規定される「奴隷」という概念が、他者の権力の中に(*in potestate*)、その意味で他者の意志(好意)に依存している状態を表すとすれば(38頁)、国家もまたそのような状態に陥るときにはその自由を喪失する。著者はその際、①国家が自らの「選んだ諸目的を追求するために自己の意志に従って行為する能力を、力づくで強制的に奪われる」場合(暴政 *tyranny*)と、②国家の行為が「統治体全体の代表者以外の何者かの意志によって決定される」場合の二通りの形態を挙げているが、このうち本書の行論においてより重要なのは後者である。著者によれば、後者の状態を現出させる「経路」もまた二つある。一つは(a)「統治体が殖民とか征服の結果として、他の国家の意志に従属している場合」であり、もう一つは(b)「国家の内部の政体が、統治する人々の側に、裁量的ないし大権的権力を行使する余地を与えている場合」である。(a)(b)いずれにおいても、①に見られるような直接的な権力行使は前提とされず、強調点は他者の意志に依存する状態にあることにおかれる。そして、この相違がその後の著者の議論の展開においてきわめて重大な意味をもつことになるのである。

ところで、ここまでの著者の議論に特徴的なのは、国家＝法人説であれ、ホッブズ的な自由観であれ、ネオ・ローマ理論であれ、その中心的な概念がすべてルネッサンス期に復興された

ローマの法的・道徳論的伝統を中軸に構成されていることである。けれども、ニードムやミルトンら17世紀イングランドのネオ・ローマ派の理論家たちは、決してその「伝統」の単なる復唱者ではなかった。まず第1に、(ハリントンを主要な例外として)彼らの理論は「宗教改革のラディカルな政治理論との強固な混合体」を示していた。宗教改革の理念は彼らに自然状態＝自由の状態という定式を与え、そこから彼らは自由を神与の自然権として理解する思考範型を獲得した。これは個人の自由を「よい秩序がある政府の下での生活から引き出される利益や便益」としてしか理解しなかったマキアヴェッリをはじめとするルネッサンス期の著作家たちの中には、見出せない思想であった(23-4頁)。つまり、17世紀のネオ・ローマ派は個人の自由の問題を「権利」の享受の問題として捉まえることを、宗教改革から学習したのである。そして、彼らとルネッサンスとを分かち第2の点は、「自由国家のなかで自由であることが、はじめて可能である」(72頁)という彼らの懐いた命題であった。ルネッサンス期のネオ・ローマ派にとって「自由国家 *civitas libera* に生きることの最も重要な利益は、そうした共同体が栄光と偉大さを獲得するのに、とくによく適合している」ということであり、そこでは「個々の利益」ではなく何よりも「^{コモン・グッド} 共同の利益の追求が旨とされていた。しかるに、17世紀の著作家たちにとって国家の「栄光と偉大さ」への固執は、指導者たちの「野心と権力への欲望」を生み出すものでしかない。そのため彼らは、「自由国家」の卓越性をその構成員たちの自由(権利)を確保するその能力のうちに見出しはじめるのである(76頁)。

それでは、なにゆえ「自由国家」においてのみ個人の自由(権利)の享受が可能になるのだろうか。それは「統治体の行為が構成員全体の意志によって決定される共同体」(自由国家)においてだけ、先の「奴隷」のふたつの形態が回避できるからにほかならない。ここで留意すべきは、「暴政」という為政者の直接的な権力行使による権利侵害が現に行われていなくても、

「法律の外側で特権のないしは裁量的権力」の使用が為政者によってなされうる状態にあるという事実において、すでに個人の自由は喪失されているという見方である。(79頁)。ホッブズや王党派においては、自由は自らの能力や意志が法や強制力といった外的な障害や妨害によって妨げられないことを意味したため、実際の権力行使や権利侵害の有無が自由と不自由とを分かち唯一の指標となった。だから、ホッブズの自由論においては、国家の主権の担い手が国王であろうと庶民院であろうと、その担い手によって臣民への直接的な権利侵害が行われないのであれば、そのこと自体が一義的な意味をもつものではない。しかし、ネオ・ローマ派の自由観を前提にする限り、「統治体の行為が構成員全体の意志によって決定される」政体（自由国家）は、自由の確保にとって不可欠の前提になる。ここにわれわれは、ネオ・ローマ派における自由と国家との緊密な連関性を見るとともに、彼らの自由観のもつ政治性を改めて認識させられることになるのである。

*

さて、著者によって描き出されたこの二つの類型の自由は、第2章の後半から第3章にかけて急激に時代の坂を下り出す。ここでの著者の議論の主眼点は、ホッブズ的な自由がその後の古典的自由主義に取り入れられながら、今日の自由主義の中軸を担う自由観を構成する一方で、ネオ・ローマ派の自由は「埋もれた知的財宝」(122頁)になってしまったという点にある。18世紀の古典的自由主義の代表格として登場するウィリアム・ペイリーによれば、個人の自由の程度は当人の「能力の範囲内での行為の遂行が、物理的にもしくは法的に強制されているか否か」という点に依拠する。よって、自由は個人の能力に課される「制限」と「逆比例」の関係にあるのだから、ネオ・ローマ派の自由観は自由をそれと全く違った価値、すなわち「自由の保障と権利の行使を享受する理念」と混同しているということになる(86-7頁)。著者によれば、この見方はその後、ジェレミー・ベンサ

ムとジョン・オースティンの法学で強化され、19世紀末のヘンリー・シジウィックの『政治学の基礎』を経て、20世紀のアイザiah・バーリンの『二つの自由の概念』にまで受け継がれることになる。バーリンはそこで、自由を平等や独立といった「近親の概念」と混同することのみならず、「個人的な自由は自治的な国家においてのみ享受しうる」という命題を厳しく批判し、強制の欠如を旨とする「消極的自由」は「ある種の独裁政治」や「自治の欠如」とも両立しうることを示しながら、個人的自由と民主政的支配とのあいだには何ら「必然的な関係」がないことを指摘した(123頁)。つまり、この自由主義の潮流の中でネオ・ローマ理論の視点は「完全に視界から消え去った」のである(98頁)。

著者はこうした状況を背景に、他者の意志への依存が自由の保障だけではなく、いかに自由そのものを制約するかという点を懸命に例証しようとする。著者の観点からすれば、ネオ・ローマ派は「暴政」を「奴隷」の状態と認めている以上、決して自由主義の自由観そのものを拒絶しているわけではない。ただ、彼らはそれでは不十分だと主張しているのである。たとえ直接的な強制が働かなくとも、「依存の状態で生きること」(95頁)はつねに支配者の不興を被るという恐怖と共存することを意味し、このことは「屈従」「卑屈」「諂い」という態度を醸成することで個人を奴隷化(醜悪化 obnoxious)し、その能力の本来的な行使を妨げるであろう。それは突き詰めれば、ホッブズやバーリンの議論が象徴するように、法の「沈黙」や「不在」によって許容される個人の権利(私的自由)と、国家の立法行為への構成員の参加を規定する参政権(政治的自由)とを分離させ、自由の本質をもっぱら前者のみに求める自由主義の問題性を浮き彫りにしていると言えるのである。しかし、著者の言うとおりの、たとえそれが真実であるとしても、17世紀イングランドの文脈においてこのことに異議を唱えたのは決してネオ・ローマ派だけではない。彼ら以上に宗教改革の影響を濃厚に受けたレヴェラーズからロックへ

と連なる契約理論の系譜がそこに存在しているからである。ネオ・ローマ派登場の数年前にレヴェラーズが作成した成文憲法草案『人民協約』こそ、政治的自由を確立せずして私的自由の保障はありえないという彼らの政治的信念の具体化ではなかったのか。先に、ネオ・ローマ派の自由が権利（自然権）と認識されるにあたっては宗教改革の理念が大きく作用したことを記したが、著者はその箇所についた注の中で、次のような反省を行っている。「市民的自由に関するネオ・ローマ理論と契約論的説明とを、想定される彼らの諸権利の対照的な取り扱いを参照することによって区別することはできない。私は以前、あまりにルネッサンスの文献だけを排他的に注視したことから、別様に議論していた」（55頁）。つまり、内戦期イングランドという共通の舞台で展開したネオ・ローマ理論と契約理論とは決して没交渉であったわけではなく、両者をきれいに区分けすることは、たとえ抽象レヴェルにおいても容易なことではない。それを認識しながらも、「ローマの法的・道徳論的伝統」のみを「自由主義に先立つ自由」として掲げるとすれば、「彼は共和主義的思考をかき立てることに関心がある」（ハンプシャーマンク）^(註1)、「これは欽定講座担任教授によって出版された最初の共和主義トラクトなのか」（D・ウットン）^(註2)という感想が湧き起こったとしても決して不思議なことではないであろう。

だが、それにもかかわらず、評者には本書の意図が共和主義の唱導にあるとはどうしても思えない。そのことが本稿の最初で確認した著者の思想史研究の方法論と矛盾するということがばかりでなく、第3章後半で、著者は改めて自らが思想史家として思想的遺産の連続性よりも非連続性に深い関心を寄せる者であることを明言しているからである（121頁）。そのうえで、著者は思想史家の仕事の現代的意義を、歴史の中に埋没して現在は問題にされなくなった過去の諸価値を発掘し、これによって、今日の支配的な諸価値の呪縛から人間を解放して自己反省の契機を提供することにおこうとする。したがっ

て、著者によるネオ・ローマ理論発掘の目的も、自由主義という今日の時代思潮の「魔法」から人々を覚醒させることを出るものではないはずである。では、「歴史研究に中心と周辺がある印象を呼び起こしたり、特定の種類の歴史研究に他に優越する特別の地位を与えたりすること」に一片の正当性も認めない著者が（119頁）、この就任講義の論題に、（契約理論ではなく）ネオ・ローマ理論を取って選び取った理由はどこにあるのか。それが埃に埋もれていた、という理由以外はみつけれそうもない。思想史家の役割が考古学者のそれに類比されるものであるとすれば、埃を被っているということは彼らにとってそれ自体大きな魅力である。ただし、同時に「古物愛好主義」の汚名は払拭されねばならない。著者はそのためそれをバーリンの自由論に、しかもその批判という形態を採って接ぎ木することになる。本書を注意深く読めばわかるとおり、現代的意義なるものが本書で匂わされるとき、そこには必ずバーリンの議論の枠組みが背後に潜んでいる。換言すれば、本書で展開される議論の現代的意義は、著者の思想史方法論に則って展開される歴史研究それ自体によって生み出されたのではなく、皮肉にも、それが批判の矛先を向けたバーリンの自由論がいまだに持ちつづける現代的意義なのである。

だとすれば、「超学問的な動機が厳密な学問的操作を押し進め、現代に対する切実な問題意識が純粋な歴史的研究と奥深いところで契合している見事さ」^(註3)の中に思想史研究の計り知れぬ魅力を感じてきた多くの者にとって、スキナーの思想史研究はあまりにも矮小なものに映るであろう。それが彼の思想史方法論に起因するものであるとすれば、それを守るいかほどの価値があるのかと疑ってみたくもなる。彼がそれを掲げて論争を挑んだ30年前の英国歴史（思想史）学会の知的雰囲気を知れば、彼の仕事が決して無意味なものでなかったことは容易に窺い知ることができる。しかし、「政治理論史を政治史から区別した高い壁」をすでに崩してしまった現在（115頁）、彼の方法論への拘りはどこまで有意義なのか定かではない。この近

代史欽定講座就任講義は、逆説的にも、その担任教授のみならず、彼の方法論と思想史研究に少なからぬ影響を受けてきた、評者を含む我が国の思想史研究者が今重大な岐路に立たされていることを暗示してはいないだろうか。

(注1) *The Historical Journal*, op.cit., p.1187.

(注2) *History of Political Thought*, 20-4, 1999, p.709.

(注3) 丸山眞男『『フィヒテの政治哲学』を読んで』(『丸山眞男集』第8巻、岩波書店、1996年)、109頁。

(8頁より続く)

こうした疑問をたぐり返しながら、評者が逢着した論点の一つは、福沢における「独立」の哲学、殊に「一身の独立」における「本来性」<authenticity>の感覚の重要性ということであった。既に述べたように、福沢自身の政治言説においては「権義」の言説の重要性は強調されるべきである。しかし、同時に福沢がそうした言説を駆使し得た背景には、彼が「本分」や「本位」といった言葉で表す個々の人格を支える強い感覚が働いていたように思われる。それは、一方で儒学から得た発想であると同時に、その「本分」や「本位」の内実における多様性の承認、いやそれ以上にその推奨は、彼の「文明」観そのものとも深く繋がっていたように見える。福沢における「独立」と「文明」の確立が、「進歩」である以上に、「本分」や「本位」への遡及、「真面目」の回復でもあったとすれば、彼の残した著作群は、「普遍的な尊厳」の言説と「差異の言説」との複雑に交錯するテキストとして新たな相貌を帯びることになる。そのような関心に沿って福沢を読み解いていけば、日本政治思想史の研究を通して今日的な理論的課題への接近もまた可能になるのではないかというのが、本書によって啓発された展望にほかならない。

本書を繙きながら触発されるがままに、思いついた疑問点を列記したが、本書において展開されている論点は、無論これらに尽きるものではない。評者は、多くの教示を得たが、残念ながら、それらを列記する余裕はもう残されていない。本書が、近年の日本政治思想史の最も豊かな成果の一つであることを再度書き添え、筆を擱くことにしたい。

(2002.10.30)

徒である古代人に対する並々ならぬ愛好がキリスト教の信仰と容易に調和しえたのであろうか。古典研究とキリスト教に関するこの疑問はイタリア・ルネサンスについても度々指摘されてきたものである。だとすればなおさら、キリスト教及び教会が依然として確固たる存在であった12世紀における古典愛好とキリスト教信仰の関係という問題は、第一の関心事にならざるをえないであろう。この問いに対しては、「ジョンは古代異教の詩人や賢者の考えがキリスト教精神とけっして背馳するものではなく、むしろ両者はその深いところで一致していると言っている」とか「古典によって聖書の権威を確証し、両者を結合した」という説明がなされるのみである。そのような精神的傾向が12世紀前半にだけどうして現れたのか。そしてそれが大きな潮流とならず、まもなくキリスト教がアリストテレスを取り込むようなスコラ哲学に取って代わられてしまうのは何故なのか。

4

わが国でのソールズベリのジョン研究は、12世紀ルネサンスに対する関心と相まって近年盛んになりつつあり、すでに歴史学の領域ではその成果が発表されている。それらを念頭においたとき、ジョンの政治思想の分析においてこそ本書の意義が認められるのではないかという期待が当然生じるであろう。その期待に応えるのが、ジョンの主著『ポリクラティクス』の解説を中心とする第Ⅱ部「政治思想」に他ならない。

第3章『ポリクラティクス』という書物——ソールズベリのジョンの政治思想研究序説——では、初めにこの有名な著作が古典作品からの一見したところ乱雑な引用で溢れていること、しかしそれらは、知識のひけらかし等ではなく、白らの主張を「連綿と続く人類の知的遺産の継承のうえでのことと認識させようとする明確な意図」に基づくものと解釈すべきであることをまず確認した上で、それが著された2つの背景が明らかにされる。1つは、その風変わりなタイトルがその時代の精神的傾向を反映したものであったこと、もう一つは、それが国王ヘンリ

2世治下のイングランドの政治状況に対する批判と現実政治を改革せんとする強い熱意から発せられたメッセージであったということである。そして、ボエティウスの『哲学の慰め』が執筆の内的動機とみなされること、引用句に溢れたこの著作が統治者にとっての範例集であり『君主鑑』の伝統に位置づけるべきものであることなどが指摘され、「ジョンの政治思想理解への基本視角」として以下のように問題が整理される。

まず、1159年に完成された『ポリクラティクス』にはさまざまな政治思想上の主題が含まれているが、それをアリストテレス『政治学』再発見以前の未成熟なものとみなすこれまでの通説に対して、12世紀の政治思想を近代的政治観で論ずるべきではなくその世紀には固有の政治観が存在していたと述べられる。そして、そもそも13世紀のアリストテレス流入以前の12世紀に既に別の形でアリストテレスが受容されており、それによって12世紀の知識人たちは「政治の領域」を承認していたとされる。こういった近年の中世政治思想研究の成果に基づいて本書の以下の論証がなされるのであるが、この問題意識の検討こそが、ソールズベリのジョンの政治思想を評価する際の、そしてまた本書を論じる際の議論の中心となるものであろう。

5

12世紀における「政治」とは何か。また、それは13世紀におけるアリストテレス『政治学』の復活とどのように異なるのか。この大きな問題を論じるのが、第4章「ソールズベリのジョンとアリストテレス——政治的徳性(virtus)をめぐる」と第5章「ソールズベリのジョンとキケロ——理性と言語、社会の起源をめぐる」の二章である。前述したように、ここで論証されるのは、まず、近代的政治観・国家観を前提としない12世紀の「政治」の姿であり、そして、中世における政治社会の自律の時期の問題である。問題はやや錯綜しているが、論点をあえて区別して言えば、指摘されているのは、1つはアリストテレス『政治学』復活以前の「政治」のあり方であり、もう1つは

韓・日政治思想学会第1回共同学術会議に参加して

和田 守（大東文化大学）

2002年5月17日・18日に韓国政治思想学会（崔丁云会長）と日本政治思想学会との第1回共同学術会議が韓国ソウル・西江大学校茶山館国際会議室で開催された。主催は韓国政治思想学会・西江大学校社会科学研究所であり、日本側ではその趣旨に応じて参加したという形であった。全体テーマは「西欧近代思想受容様相に関する韓日比較」であった。

韓国政治思想学会は1995年に発足した比較若い学会であるが、現在会員数も200名に達し、例会はじめ活発な研究会・学術交流を進めている。日本政治思想学会との関係では、2000年5月開催の政治思想学会懇親会において、たまたま来日中であった李鍾殷氏（前韓国政治思想学会会長・国民大学校教授）のご挨拶があり、そのなかで学術交流の要請があった。そして、本会会報第11号（2001年1月発行）に「韓国学会動向」として、同会の『政治思想研究』第2集（2000年春号）の目次が訳載され、同じく会報13号（2001年11月発行）には、「海外関連学会の動向」として、同第4集（2001年春号）の英文目次が掲載されている。

このように交流を深めながら、今回の第1回共同学術会議に至ったのであるが、先ず第1～5会議の発表者とテーマを紹介しておきたい。

第1会議 李鍾殷（国民大学校）「韓国の個人主義—— 兪吉濬における個人という概念」

伊藤彌彦（同志社大学）「日本の個人主義—— 概観的試論」

第2会議 鄭容和（延世大学校）「韓国の自由主義—— 自由と自主・韓国開化期の自由概念の理解」

和田守（大東文化大学）「日本の自由主義」

第3会議 李相益（霊山大学校）「近代韓国の民族主義—— 衛正斥邪派の民族意識の特性・

「日本政府宛ての書状」を中心に」

寺尾方孝（法政大学）「日本の民権思想」

第4会議 金錫根（延世大学校）「韓国の社会主義—— 植民地下韓国における「社会主義」理念受容の一局面・福本イズムと「正友会宣言」」

山泉進（明治大学）「日本の社会主義—— 受容と形成期における特徴」

第5会議 李承煥（高麗大学校）「韓国の社会進化論—— 韓国における「社会進化論」の受容と機能」

飯田泰三（法政大学）「日本の社会進化論—— 大正政治思想における「政治学」構想との関連において」

以上、個人主義、自由主義、民族主義・民権論、社会主義、社会進化論という5つの切り口から西洋近代思想の受容形態に関する日韓比較研究のシンポジウムであり、最後のまとめとして総合討論が行われた。なお、コメンテーターとして滞韓中の五十嵐暁郎氏（立教大学）も参加した。

二

韓国側の5本の報告を全体テーマである西洋近代思想の受容という点から見ると、第1・2・4報告は近代西洋文明の導入に積極的な開化派の系譜についてであり、具体的には韓国最初の近代的新聞『漢城旬報』（1883～84）、急進的開化派の朴泳孝（1861～1939）、穏健開化派の兪吉濬（1856～1914）、開化思想の大衆化に貢献した『独立新聞』（1896～99）とその第2代主筆尹到昊（1815～1945）らを取り上げて個人主義、自由主義、社会進化論受容の意義と問題点を指摘した。これに対して第3報告は正学としての朱子学の伝統を堅持する立場から近代西洋文明の導入を排撃する衛正斥邪派の系譜についてであり、具体的には韓国併合（1910）前後の反日義

兵闘争に大きな影響を与えた崔益鉉「寄日本政府」(1906)、李哲榮「到日国政府書」(1909)、柳麟錫「与日本政府」(1910)の書状を中心にかねらの民族意識の特性を抽出しようとするものであった。また第5報告は第3次朝鮮共産党の「正友会宣言」(1926)と社会主義者・民族主義者提携による新幹会(1927-31)の民族統一戦線理論に与えた山川イズム、福本イズム、さらにはコミンテルン日本問題特別委員会の「27年テーゼ」の影響を検証したものであった。

三

このような報告のなかで印象的だったのは、先ず、とくに第1の李報告と第2の鄭報告で愈ら開化派による西洋個人主義や自由主義の受容にあたって、伝統的な儒教的パラダイムを基準として理解していたことを強調し、そこに積極的意義を見出そうとする姿勢であった。問題の根幹は自由や権利の観念が「天地の理」という「仁義」に基づく倫理的統制を前提にして受けとめられている点であり、人間観においても「人倫」による功利の自己抑制的傾向が強い点である。もちろん、そこに西洋近代思想のパラダイムからする個人主義や自由主義の不徹底、「人民の権利」と「邦国の権利」の連結という緊張関係の弱さ、民主的・立憲主義的制度改革志向の脆さ、国家的富強への国民的エネルギー調達といった政治的意図など周到な分析を展開しつつ、『独立新聞』で「自由」という用語よりも「自主」という用語が頻用されていたことの紹介など、「内的」な自己節制と責任を伴う自立的・主体的人間と社会形成への期待を探ろうとしていると思われた。

第2にこのような問題関心は、第5の李報告に典型的なように現代「新自由主義」への警戒・批判に通じていた。主題は社会進化論の受容に関してであり、その「競争」原理は停滞的な儒教パラダイムを転換させる原動力になったことを評価しつつ、愈において典型的なようにそれは弱肉強食・自然淘汰の無慈悲な「野獣的闘争」ではなく、進歩と自由に対する信念と楽観が結合した「善意の競争」として理解されていたことを

強調していた。いわば互助的契機の重視である。しかし、『独立新聞』で尹が展開したように「優勝劣敗」「適者生存」の力の論理の強調となり、それは大韓帝国執権勢力の無能に対する憤怒と批判を通して民衆の啓蒙と実力養成運動の鼓舞に貢献したが、次第に帝国主義の論理に洗脳され屈服することになったと手厳しい批判を加えた。この点で、社会進化論そのものについて、19世紀後半、帝国主義の最盛期に登場して自由主義の変種理論であるという理解が報告のベースになり、その基調が現代「新自由主義」への危惧の念につながっているのである。このような李報告の社会進化論理解について、日本における受容形態のバリエーションに関する飯田報告ははじめ最も活発な討論が行われた。

四

第3会議は李報告の「民族主義」と寺尾報告の「民権主義」という具合で、時期的にもミスマッチになってしまったが、韓国併合前後の衛正斥邪派の民族意識が基本的に「中華主義的」であり、「善隣的」であった点が強調された。そのうえで、同派の「不幸な意識」として「主権」レベルの問題と「文明」レベルの問題という二つの側面から再評価するという視点が印象的であった。前者では「祖国の死守か帝国への屈服か」という折衷不可能な絶対的二者択一の問題であったが、後者では「王道(仁義・伝統儒教文物)」と「霸道(功利主義・近代西洋文物)」が絶対的な二者択一の問題ではなかったのではないかと、王覇兼用の権道が成立しうる領域ではないのかという報告者の問題提起である。約言すれば功利主義と人倫主義の相互止揚という問題である。

第4会議の社会主義をめぐる問題も日本側の山泉報告では初期社会主義を取り上げたので、時期的にミスマッチの感があったが、李報告で民族主義者と社会主義者の民族解放統一戦線の問題を真正面から論及したことに、現代韓国政治思想が直面している課題が込められているのではないかと、私は受けとった。「解放」と「統一」の民族的課題の歴史的・思想的検証の一端だと思われたのである。

論文公募のお知らせ

学会誌『政治思想研究』の編集委員会では、現在、2003年5月の刊行に向けて第3号の編集が進められております。8月末に締め切った論文公募には12本の応募がありました。投稿して下さった会員諸氏に感謝いたします。引き続き第4号の刊行が2004年5月に予定されており、それに掲載する論文を下記の条件・要領で公募いたします。多数のご応募を期待します。

記

1. 応募時点で、応募者が本会の会員であることを条件とする。
2. 応募論文は未公開のものに限る。但し、インターネット上で他者のコメントを求めるために発表したものはこの限りではない。
3. 応募希望者は、可能な限り2003年6月末までに、応募しようとする論文の題目と内容の要旨（A4用紙1枚程度）を下記の編集委員会宛に送付して、予め応募の意思を示すことが望ましい。雑誌刊行に支障をきたさないために事前に応募状況を把握しておくことが必要であるためである。但し、この手続きを踏んでいない場合でも、下記締め切りまでに応募した論文は受け付ける。応募の意思を表明した者に対しては、編集委員会から「応募用紙」と「フロッピーデータ内容連絡表」（下記参照）を送付する。
4. 原稿の締切は、2003年8月31日、提出先は、以下の通りである。
181-8585 東京都三鷹市大沢3-10-1
国際基督教大学社会科学部千葉真研究室気付
『政治思想研究』第4号・編集委員会
5. 応募に際しては、学会事務局ないしは編集委員会で用意している「応募用紙」（本学会のホームページにおいても提示しているので、インターネットでの送付も可能である。）に所定の事項を記入の上で、A4用紙1枚程度のレジュメを添付した論文2部を提出する。応募用紙の執筆者略歴欄には、氏名・生年・博士以上の学位・現職・主要業績数点（論文の場合は掲載雑誌名と巻号及び刊行年月、著書の場合は出版社及び刊行年）を150字以内で書くものとする。ただし、提出していただく論文2部には、公平を期するために、著者名を記載せず、また注記においても著者名が明らかにされないよう注意していただきたい。
6. 原稿の字数は、注も含めて32000字以内とする。（厳守のこと）。ワープロ、コンピュータを使用する場合は、1行30字、1ページ20行で、行間を広くとってプリントアウトする。『政治思想研究』は横組みなので、原稿も横組みが望ましい。打ち出した原稿にフロッピーを添えて提出するものとするが、使用機種・使用ソフト名をラベルに明記の上で、オリジナルの原稿ファイルに加えてテキスト形式のファイルも添付すること。手書きの原稿も可とするが、ワープロ、コンピュータ原稿が望ましい。

フロッピー入稿時の注意

- (1) フロッピーの入稿に際しては、学会事務局ないしは編集委員会で用意している「フロッピーデータ内容連絡表」に記入の上、添付すること。
- (2) 改行の場合は、必ず改行マーク（通常はリターン・キー）を入れること。見た目だけの改行では、改行と認識されないので注意すること。
- (3) テキスト形式の場合、外字・記号・文字装飾情報は含まれないので、それらに

関しては、プリントアウトした原稿に朱書きで明示すること。パソコンやワープロで出力できなかった特殊な漢字や記号についても同様である。

7. 見出しは、大見出し（ローマ数字Ⅰ、Ⅱ…）、中見出し（アラビア数字1、2…）、小見出し（(1)、(2)…）を用い、必要な場合にはさらに小さな見出し（i、ii…）をつけることができるが、章、節、項などは使わないこと。

8. 注は、各見出し毎に（1）、（2）…と付し、プリントアウトしたものに朱書きで明示すること。

9. 引用・参考文献の示し方は以下の通りである。

(1) 洋書単行本の場合

K. Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, Dietz Verlag, 1953, S.75-6. (高木監訳、『経済学批判要綱』(1)、大月書店、1958年、79頁)

(2) 洋雑誌掲載論文の場合

F. Tokei, Lukacs and Hungarian Culture, in *The New Hungarian Quarterly*, Vol.13, No.47, Autumn 1972, p.108.

(3) 和書単行本の場合

丸山真男『現代政治の思想と行動』第2版、未来社、1964年、140頁。

(4) 和雑誌掲載論文の場合

坂本慶一「ブルードンの地域主義思想」、『現代思想』5巻8号、1977年、98頁以下。

(5) テキスト形式の場合、イタリックの書式情報は認識されないため、プリントアウトものに赤のアンダーラインを引いて明示すること。

10. 応募論文は、編集委員会において外部のレフリーの評価も併せて慎重に審査した上で掲載の可否を決定する。応募者には可否の結果

を通知するが、公平を期するために不採用の者に対しては評価の概略を通知する用意がある。また編集委員会が原稿の手直しを求めることもある。なお、応募原稿は返却しない。

11. 校正は印刷上の誤り、不備の訂正のみにとどめ、校正段階での新たな加筆・訂正は認めない。

12. 応募論文が本誌に掲載された後に他の刊行物に転載される場合は、予め編集委員会に転載許可を求めることとする。また、転載にあたっては初出が本誌である旨を明記するものとする。

13. なお、応募論文が本誌に掲載された場合、原則として同時にホームページ上でも公開されることになる。その点についてもあらかじめご承諾いただきたい。

以上

『政治思想研究』編集委員会

理 事 会 記 録

2001年度 第4回

2002年5月25日 熊本大学

1) 会計報告

西田・亀嶋両監事から、別紙の会計報告で間違いない旨の報告がなされ、了承された。

2) 予算

別紙2002年度予算案について、事務局から趣旨説明があり、審議の結果了承された。

3) 新理事・監事選任

佐々木代表理事から、2002年度から2003年度にかけての理事・監事の陣容について、提案があった。これに対し、理事・監事の選任は、もう少し早く、例えば任期が切れる半年前くらいに行うべきであるとの意見が出された。その他、若干の提案がなされたが、結局、原案通り決定した。

その内容は以下の通りである。

前期から継続の理事： 飯島昇蔵（早大） 飯田泰三（法大） 岩岡中正（熊本大） 小野紀明（京大） 加藤節（成蹊大） 菊池理夫（松阪大） 佐々木毅（東大） 佐藤正志（早大） 鷺見誠一（慶大） 関口正司（九大） 添谷育志（東北大） 千葉眞（ICU） 平石直昭（東大） 藤原孝（日大） 松本礼二（早大） 宮村治雄（都立大） 吉岡知哉（立教大） 柳父園近（東北大） 米原謙（阪大） 渡辺浩（東大） 和田守（大東文化大）

新任の理事： 亀嶋庸一（成蹊大） 川崎修（立教大） 古賀敬太（大阪国際大） 齋藤純一（横国大） 寺島俊穂（関西大） 萩原能久（慶大）

監事： 権左武志（北大） 山田央子（青学大）

4) 学会誌について

第二号の編集について、小野理事から報告があった。

第三号・第四号の編集委員について、代表理事から提案があり、以下の通り了承された。

千葉理事（編集主任） 岩岡理事 菊池理事 吉岡理事 米原理事 和田理事。

なお、会員数の増加に伴い、従来の500部という発行部数では不十分であるとの指摘がなされたが、今後の部数については、次期理事会において検討することとした。

さらに、刊行委員会に加藤理事を加えることに決定した。

5) ニュースレターについて

2002年度から2年間のニュースレター発行について、その編集責任者を亀嶋理事とすることになった。

学会案内については、ニュースレターとは切り離し、事務局の責任で別途発行することになった。

6) 本年度大会について

岩岡理事から実施状況について報告があった。

7) 次年度以降の大会について

2003年度大会について、開催校である法大の飯田理事から、準備状況の報告があった。企画としては、「政治思想におけるアジア」（仮）をテーマに、西洋思想におけるアジアの意義、アジア思想における西洋の意義について考えるという方向性が示された。企画担当として、飯田理事のほか、松本・米原の両理事が加わるようになった。

2004年度大会について、開催予定校である東北大の柳父・添谷両理事から、進行状況が報告された。

8) 学術会議登録

事務局から、手続きの進行状況について説明があった。

9) 事務局の移転

2002年7月ごろに、事務局を東大（担当：福田有広会員）に移転することが了承された。

10) 新入会員について

以下の18名の入会が認められた。

奥村勝己 今野元 池亨 米澤茂 高島和哉
原口大樹 乙部延剛 安藤丈将 柴田寿子
崔先金高 遠藤泰弘 御園生敦 姜東局
石川公彌子 高原泉 宮地忠彦 神島裕子
米倉克良 （順不同）

11) その他

韓国政治思想学会との交流プログラムについて、飯田理事から報告があった。

2002年度 第1回

2002年5月27日（日） 熊本大学

1) 代表理事の選出

代表理事は理事会で互選することとなっているが、その選出の具体的な手続きについて、若干の議論が行われた。その結果、新理事会において、代表理事選出規定、さらには理事選出規定なども視野に入れながら、検討することとなった。

審議の結果、加藤節理事が代表理事に選出された。任期は2年間である。

2) その他

来年度大会においても、引き続き自由論題を設けること。および、学会誌への投稿をさらに促すという方針が確認された。

2002年度 第2回

2002年7月30日（火） 成蹊大学

1) 事務局業務の一部外部委託の件

全会員数が五百名を超えるに至った現状を踏まえ、5月以降、事務局業務の一部外部委託の可能性について検討を重ねた結果、10月を待たず、臨時にこの第2回理事会を招集することが必要となった旨、代表理事から説明があった。

つづいて、現在の学会事務局業務のうち、会費徴収・住所変更・ニュースレターの発送等の会員業務、並びに学会誌の販売業務については「財団法人学会事務センター」に本年11月より委託することとしたい旨、代表理事から提案があり、了承された。

2) 『政治思想研究』のオンライン化の件

この件につき、ホームページ担当の萩原理事より技術面を含めた詳細な説明があり、当面、本学会独自にバックナンバーのデータをPDFファイル化する方向で、各執筆者に個別に承諾を求めた上で作業を進めること、及び、そのための費用（9千円程度）を学会から支出することが了承された。オンラインでの公開の是非、及びその具体的な方法（アクセスやファイルの保護）については、10月理事会で引き続き審議することとなった。

3) 会費滞納者の件

会費滞納者を規約第5条に基づいて退会とする上での詳細につき、10月理事会で決定することとなった。

4) 代表理事の選出方法に関する件

理事会における代表理事の選出方法については、今後、引き続き検討することとなった。

5) 次回理事会は10月4日（金）夕刻、愛媛大学において開催することとなった。

2002年度 第3回

2002年10月4日（金） 愛媛大学

1) 各担当理事からの報告

学会誌『政治思想研究』編集担当の千葉理事より、公募論文の募集をしめ切り、来年五月の公刊へ向けて作業中である旨、また、2003年度研究会の企画担当である飯田理事からは、「政治思想におけるアジア」というタイトルで調整中である旨、さらに、ニューズレター担当の亀嶋理事からは、11月に次号の発行を予定している旨、それぞれ報告があった。なお、韓国の政治思想研究者との交渉窓口となっている飯田理事から、今後、交流を進める上で本学会の体制を整える必要についての指摘があった。

2) 学術会議の件

加藤代表理事より、日本学術会議会員の選出に係わる学術研究団体に本学会が登録された旨の報告があった後、今後の会員候補者推薦については代表理事に一任されたい旨諮られ、了承された。

3) 『政治思想研究』オンライン化の件

ホームページ担当の萩原理事より、PDFファイル化は既に終了しており、11月にもホームページ上で公開することとしたい旨、また、ニューズレターについても同様の公開を目指す旨、書面にて提案があり、了承された。

この件に関連して、学会事務センターへの委託後の『政治思想研究』の一般頒布価格は当面5,000円とすることとなった。

4) 2004年・2005年研究会開催校の件

2004年度の研究会が添谷・柳父両理事の担当の下、東北大学において開催されることが確認された。また、2005年度の開催校については引き続き検討を進める旨、代表理事から報告があった。

5) 事務局業務の一部外部委託に伴う予算措置の件

代表理事より、学会事務センターとは8月末に契約を交わしており、現在、11月の委託開始へ向けて作業中である旨、報告があり、つづいて、そのための予算措置として、2001年度第4回（2002年5月25日）理事会で承認された今年度予算で「繰越金」とされた項目を「予備費」と訂正した上で、予備費から、見積額にして536,088円を支出することとしたい旨、提案があり、承認された。

6) 会費滞納者の件

前年度分の会費を滞納した者については、学会誌を送付せず、納付した時点で送付すること、会費を二年間滞納した者は退会したと見なすこと、退会した者が再び会員となろうとする際には新入会の場合と全く同様に扱うこと（入会申込書の提出・理事会での承認が必要となる）、以上の規定は今年度末から適用することが決定された。

7) 代表理事の選出方法の件

この件につき、代表理事と事務局において、次回理事会までに具体的な検討を行いたいこと、及び、そのため理事・幹事からの意見・提案を歓迎したい旨、代表理事から諮られ、了承された。

8) 新入会員の件

次の2名の入会が認められた。

黒木彬文 山泉進 （順不同）

9) 次回理事会日程の件

次回理事会は2003年5月24日（土）、法政大学において次回研究会にあわせて開催することとなった。

2003年度研究会プログラム（予定）

第10回政治思想学会研究会（予定）

期 日 2003年5月24日（土）・25日（日）

会 場 法政大学

統一テーマ：政治思想におけるアジア

5月24日（土）

研究会1「アジアの中の日本政治思想」

9:30～12:00

司 会 佐藤慎一（東京大学）〔兼コメンテーター〕

報告者 李曉東（成蹊大学）「近代中国の啓蒙思想と日本立憲思想を中心に」

神谷昌史（大東文化大学）「近代日本の中国観の変容——辛亥革命期を中心に」

理事会 12:00～13:00

研究会2「アジアの中の日本政治思想」

13:30～16:30

司 会 飯田泰三（法政大学）

報告者 金錫根（延世大学校）「韓末開化思想と日本」

平石直昭（東京大学）「アジア主義の諸相——『脱亜論』論争など」

討論者 山室信一（京都大学）

総 会 16:30～17:00

懇親会 17:00～19:00

5月25日（日）

自由論題 9:30～12:30

司 会 鷲見誠一（慶應大学）〔兼コメンテーター〕

報告者 大中一彌（早稲田大学）「レイ・アルチュセールにおけるマキアヴェリの契機」

鹿子生浩輝（九州大学）「マキアヴェリの政体論における一貫性」

田村充代（千葉商科大学）「クローン人間の政治と倫理」

武田千夏（大妻女子大）「スタール夫人の政治思想」

理事会 12:30～13:30

総 会 13:30～14:00

研究会3「ヨーロッパ政治思想におけるアジア」

14:00～17:00

司 会 松本礼二（早稲田大学）〔兼コメンテーター〕

報告者 石井知章（明治大学）「ウィットフォージェルの東洋的専制論をめぐって」

三宅麻理（成蹊大学）「ヴィクトリア時代イギリスとインド」

※報告タイトルは当日変更される場合がある。

会 務 報 告

政治思想学会 2001 年度会計報告書

収入	金額	支出	金額
前年度繰越金	2,893,193	研究会開催費	199,960
会費	1,577,500	会報・名簿費	363,400
研究会参加費	45,000	事務局費	70,772
学会誌売上金	45,000	通信費	373,232
補助金	1,000,000	学会誌費	1,193,825
雑収入	1,600	繰越金	3,361,104
	5,562,293		5,562,293

繰越金の内訳

郵便振替口座	3,243,600
銀行口座	5,000
現金	112,504

政治思想学会 2002 年度予算案

収入	金額	支出	金額
前年度繰越金	3,361,104	研究会開催費	250,000
会費	1,600,000	会報費	250,000
研究会参加費	45,000	事務局費	80,000
学会誌売上金	45,000	通信費	380,000
補助金	1,000,000	学会誌費	1,200,000
		繰越金*	3,891,104
	6,051,104		6,051,104

2002 年 5 月 25 日 承認

* 「予備費」に訂正（2002 年度第 3 回理事会記録の 5）を参照）

お知らせ・お願い

事務局より

2002年11月1日より、当学会では、「財団法人日本学会事務センター」に会員管理業務を委託しました。つきましては、入退会・会費納入・住所変更・学会誌・ニュースレターの未着などに関するお問い合わせは、いずれも下記までお願いいたします。なお、会費を二年間滞納した場合は退会の扱いとすることとなりましたので、どうぞご承知おき下さい。

〒113-8622 東京都文京区本駒込5-16-9
日本学会事務センター政治思想学会係
Tel: 03-5814-5810 Fax: 03-5814-5825

『政治思想研究』および「Newsletter」のオンライン化について

政治思想学会のホームページを管理させていただいております、慶應義塾大学の萩原能久から、ご報告を兼ねてこれまで『政治思想研究』および「Newsletter」にご執筆いただきました先生方をお願いがございました。

すでにお聞きおよびの方もいらっしゃるかと存じますが、政治思想学会では、学会誌『政治思想研究』を収蔵する図書館が極めて限られており、せっかくの学会の財産が死蔵されてしまっているという現状に加えて、ニュースレターも『政治思想研究』も、予算の関係から限られた部数しか制作されておらず残部も僅少であるという事情に鑑み、『政治思想研究』、およびニュースレターのオンライン化をはかってホームページ上で公開していく準備作業を進めております。

そこでこの紙面をお借りして、執筆者の先生方に、これまで『政治思想研究』ならびに「ニュースレター」に公開されたお原稿に関して、ホームページ上での公開を是非とも許諾いただ

きたく、お願い申し上げる次第でございます。

政治思想学会といたしましても、特に『政治思想研究』に関しましては、せっかくのご論考が悪用されることのないよう、PDFファイルとしてデータを保護しつつ、パスワード入力によって初めてアクセスが可能になる等の最大限の配慮を行っていく所存ですので、事情をご賢察のうえ、是非ともご協力のほどをお願い申し上げます。

また特にレターに関して、不特定の閲覧者に対して自分の原稿を公開されては困るという先生がいらっしゃいましたら、萩原までご連絡ください。特段の異議のお申し立てをいただかないかぎり、ご認可いただいたものとして、『政治思想研究』に関しては遅くとも年内にはホームページ上で公開させていただく所存ですので、よろしくお願いいたします。Newsletterに関しましては、以前の原稿の電子データの蓄積がありませんので、基本的には暫時、電子データ化を図っていくこととなりますが、これまでご執筆いただいた先生方で電子化されたデータをお持ちの方は、データの提供をあわせてお願いいたします。

上記の件に関する私どもへのご用命は、できればE-mail (hagiwara@law.keio.ac.jp) でお願いしますが、ご利用になれない場合は郵便でも結構です。

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45
慶應義塾大学法学部 萩原能久

2002年11月27日発行 発行人 加藤 節 編集人 亀嶋 庸一

政治思想学会事務局 113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学法学部 福田有広研究室内

Tel: 03-5841-3131 Fax: 03-5841-3174

会員業務（入会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送販売）

（財）日本学会事務センター政治思想学会係 〒113-8622 東京都文京区本駒込5-16-9

Tel: 03-5814-5810 Fax: 03-5814-5825

学会ホームページ: <http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/jcspt/index-j.html>